

令和6年12月定例会 市民環境常任委員会会議録	
招 集 月 日	令和6年12月6日（金）
会 議 場 所	市役所 4階 大会議室
開 会 日 時	令和6年12月6日（金） 午前8時59分
閉 会 日 時	令和6年12月6日（金） 午後2時21分
委 員 長	羽 鳥 健
委員会出席委員	
委 員 長	羽 鳥 健
副 委 員 長	後 藤 耕 佑
委 員	大 塚 佳 之 川 崎 葉 子 藤 村 孝 志 古 山 大 輔
委員会欠席委員	なし
委 員 外 議 員	なし
傍 聴 者	

議 題

議 案 番 号	議 題 名	審 査 結 果
第 99号	公の施設の指定管理者の指定について (鴻巣市立市民センター)	原案可決
第100号	鴻巣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	原案可決
第101号	公の施設の指定管理者の指定について (鴻巣市鴻巣駅東口第1駐車場及び鴻巣市鴻巣駅東口第2駐車場)	原案可決
第102号	公の施設の指定管理者の指定について (鴻巣市にぎわい交流館)	原案可決
第103号	公の施設の指定管理者の指定について (鴻巣市花と音楽の館かわさと)	原案可決
第104号	令和6年度鴻巣市一般会計補正予算(第6号)	原案可決
第105号	令和6年度鴻巣市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)	原案可決
第107号	令和6年度鴻巣市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	原案可決

委員会執行部出席者

危機管理監

参事兼危機管理課長

沼上勝
金子子学

(市民生活部)

市民生活部長

市民生活部副部長

参事兼国保年金課長

自治振興課長

市民課長

国保年金課副参事

関根則男
武田昌行
高橋亮介
小野田直人
加藤勝美
金子子康信

(環境経済部)

環境経済部長

環境経済部副部長

環境経済部副部長

参事兼農政課長

参事兼道の駅整備プロジェクト課長

環境課長

商工観光課長

農業委員会事務局長

環境課副参事兼コウノトリ野生復帰センター所長

商工観光課副参事

高坂清
長澤和弘
渡辺信昭
藤村弥一
福智秀一
田村邦博
川口修
板倉秀行
小林弘樹
金子子栄次

吹上支所副支所長兼地域グループリーダー

川里支所副支所長

川里支所地域グループリーダー

吉田勝彦
中越好康
生川由美

書記
書記
藤平美由紀
大谷直樹

（開会 午前 8 時 5 9 分）

（委員長）ただいまから市民環境常任委員会を開会いたします。

初めに、委員会記録の署名委員を指名いたします。大塚佳之委員と川崎葉子委員にお願いをいたします。

これより本委員会に付託されました案件の審査を行います。

本委員会に付託されました案件は、議案第99号 公の施設の指定管理者の指定について、議案第100号 鴻巣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例、議案第101号 公の施設の指定管理者の指定について、議案第102号 公の施設の指定管理者の指定について、議案第103号 公の施設の指定管理者の指定について、議案第104号 令和6年度鴻巣市一般会計補正予算（第6号）のうち本委員会に付託された部分、議案第105号 令和6年度鴻巣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）、議案第107号 令和6年度鴻巣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の議案8件であります。

これを直ちに議題といたします。

それでは、審査の方法についてお諮りいたします。議案について、議案番号順に執行部から説明の後、質疑、討論、採決の方法で進めたいと思います。

この方法でご異議ありませんか。

（異議なし）

（委員長）ご異議なしと認め、決定いたします。

また、質疑については、質疑する内容をよく整理していただき、補正予算については、補正予算書のページ数及び事業名を先に述べてから質疑をしていただくようお願いいたします。

委員の皆様には、円滑な議事の進行についてご協力をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、議案に直接関係のない部課長の退席を認めます。

初めに、議案第99号 公の施設の指定管理者の指定について、執行部の説明を求めます。

（自治振興課長）おはようございます。本委員会に付託され、ご審議い

ただきます議案第99号 公の施設の指定管理者の指定について、これは鴻巣市立市民センターになりますが、ご説明いたします。

指定管理者に管理を行わせる施設は市民センターで、市民相互の親睦及び交流を図り、住みよい地域づくりを推進するために昭和61年に竣工されました。その後、少子高齢化が進み、住民同士のつながりが希薄化、地域の役員が高齢化・固定化する中で、地域課題の解決を担う人材の育成や若い世代を含めて各世代が幅広く参加できる地域活動の構築のため地域コミュニティの活性化が求められており、その拠点がコミュニティセンターとなることから、市民センターの管理運営業務を、より効果的かつ効率的に多世代に広く開かれた地域コミュニティの拠点とするため、民間活力を活用する指定管理者制度を導入したいと考えております。

改めまして、市民センターの所在地は鴻巣市赤見台1丁目15番5号で、指定管理者に指定する団体は、所在地、鴻巣市逆川1丁目2番2の502号の名称は街活性室株式会社でございます。指定する期間は、令和7年4月1日から令和10年3月31日までの3か年となっています。指定管理者候補者につきましては、鴻巣市指定管理者選定委員会を本年6月26日及び9月26日に開催し、審査の結果、選定されたものでございます。

次に、議案資料1、会社の概要ですが、本市に本店を有し、公共施設の指定管理事業を主力としております。指定管理者制度に基づく公の施設の管理運営実績があり、鴻巣市立コミュニティふれあいセンター、本町コミュニティセンター、市民活動センター、近隣では桶川市坂田コミュニティセンターがでございます。

続きまして、議案資料2を御覧ください。指定管理者候補者の選定結果についてでございますが、審査項目は指定管理者としての適性、事業計画書の適格性、事業計画書に沿った管理を安定して行う物理能力及び人的能力を有するものであることの3点の視点で評価を行いまして、総合評価75.51点の最も点数の高い事業者を選定しております。特に評価した項目としまして、施設の設置目的の達成に向けた取組の中の地域の課題解決に向けた事業及び地域や関係団体との連携について、具体的かつ現

実的な提案がある点や、収支計画の取組の中、経費を削減するための適切な考え方と具体的な提案がされている点です。

最後に、今後のスケジュールといたしましては、本定例会で指定管理者の指定についてご承認いただきましたら、令和7年4月1日からの指定管理者の導入に向け準備を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

（委員長）以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

（藤村）おはようございます。それでは、議案書の15ページ、議案第99号の公の施設の指定管理者の指定について伺います。

議案第99号では、鴻巣市立市民センターの指定管理者として、団体名、街活性室株式会社、所在地が鴻巣市逆川1－2－2の502号の事業者が指定されていますが、議案資料の指定管理者候補の選定結果についての特に評価した項目の施設の設置目的の達成に向けた取組では、地域の課題解決に向けた事業及び地域や関係団体との連携について具体的かつ現実的な提案があるとのことですが、その具体的かつ現実的な提案の詳細についてまずは伺います。

（自治振興課長）少子高齢化に伴い、地域コミュニティーの維持が困難であることから、多世代交流、多文化共生の赤見台地域の課題の現状を理解し、自治会支援事業や親子交流フェス、国際交流フェスとの連携事業などの提案が具体的な内容となっております。

以上です。

（藤村）同じく選定結果についての収支計画の取組では、経費を削減するための適切な考え方と具体的な提案がされているとのことですが、その考え方と具体的な提案の詳細についてもちょっと伺います。

（自治振興課長）まず、職員一人一人が複数業務を兼務するマルチジョブを推進することにより、過剰になりがちな人員体制を抑制するという提案がありました。また、ペーパーレス化を図り、印刷費や用紙代を削減するという内容と、講師内製化により削減することなどの提案をいただいたのが主な理由となっております。

以上です。

（藤村）ご答弁の中、人員体制の抑制とあったのですが、これは人員を削減するということによろしいのですか。

（自治振興課長）削減するといいますか、あくまでも効率的な街活性室の中の、例えば講師内製化となると、街活性室の中ではいろいろな指定管理を持っているのですけれども、その中で効率よく講師を1人の人に何回かやってもらうとか、そういうふうな形で人数を増やさないという形で効率よくやっていくというふうに認識しております。

以上です。

（藤村）基本的に人員体制というのは1日当たり大体何人体制でやられるのか伺います。

（自治振興課長）これは指定管理者の職員のということで。昼間の勤務は常時2名、夜間の勤務は1名というふうに捉えております。

以上です。

（藤村）その数というのは、今まで行政がやっていた中で同じ数なのか、それとも減っているのか、増えているのか、その辺ちょっと伺います。

（自治振興課長）現在、今直営の場合ですと、昼間の勤務は職員が1人、会計年度任用職員が2人、夜勤の場合は会計年度が1人ということになりますので、昼間の勤務は1人減という形になることになります。

以上です。

（藤村）ほとんど来る方は昼間だと思うのですが、昼間人数が減ることによって市民に対する、いわゆる利用する方に対しての影響というのはどのように考えておりますでしょうか。

（自治振興課長）こちらのほうが今現在は市民課業務等を行っているのですけれども、今後指定管理、来年の1月からマルチコピー機を導入して、来年の4月1日から指定管理になったときからは、市民課業務のほうは職員ではやらず、マルチコピーのほうで対応する形になりまして、そういった意味でも人員のほうの効率化は図れるのかなと考えております。

以上です。

（古山）おはようございます。

それでは、民間のノウハウ活用によりサービスの向上が期待できるのですが、どのように向上すると考えるのか伺います。

（自治振興課長） 実際、自主事業の中の講座がありまして、多世代や多文化、また自治会支援コース等、また文化の件や、そういうふうないろいろな運動の件とかもあるのですけれども、そういうふうなところを通じて多世代の人とのコミュニティー、初めて触れ合うような形の触れ合いを通じてコミュニティーの活性化の一つになるのではないかと考えております。

以上です。

（古山） それでは、民間活力導入に向けた説明会の中で指定管理制度とは公の施設の目的を効果的に達成するためとありますが、どのようなことか伺います。また、この業者が目的を効果的に達成できると考えているか伺います。

（自治振興課長） 市民活動やコミュニティー活動施設、この街活性室のほうで市民活動やコミュニティー活動施設、また類似の施設の良好な管理運営実績があることから、経営が安定しており、継続的、安定的な能力、法令を遵守して公平性を維持する考えを持っていることから、地元雇用を含め配慮ができていくということと、あとほかの地域との連携が図れてコミュニティーのほうの推進が図れると考えております。

以上です。

（川崎） 通告を出していた部分につきましては、前任者から質問があり、答弁がありましたので、それについては了解をしております。その上でお聞きしたいことなのですけれども、実際の職員体制が現在の体制よりも1人減るという形になると思います。それはどう補うのかとあったら、1人の人が複数業務を行うマルチ業務ということでありましたが、具体的にはどのようなことをおっしゃっているのでしょうか。これまで昼間のいわゆる3名体制になりますか、では複数業務が行われていなかったのか、ちょっとその辺について気になりましたので、伺いたいと思います。

（自治振興課長） ちょっと先ほどマルチ業務といいますか、マルチコピー機の導入ということで、ちょっとその補足をさせていただきます。市民センターでは住民票の写し等の証明書を発行する市民課取次業務を行っておりますが、交付している証明書の90%以上がマイナンバーカードを活用したコンビニ交付サービスでの対応が可能であることから、指定管理者制度導入後は市民課取次ぎを行わないこととしております。証明書発行業務は廃止するのですけれども、市民センターは北鴻巣駅の近くに立地しており、地域の拠点であることから、市民サービスの向上を図るため、令和7年1月6日からマルチコピー機を設置するわけですが、マルチコピー機は開館している土日や夜間でも使用することができまして、さらに従来交付していなかった税の証明書も取得可能となりますので、そういった意味でメリット及び職員の人数が絶対数が減ったとしても市民サービスの低下にはつながらないと考えております。

以上です。

（川崎） マルチコピーの導入についてはよく、それは答弁にもありましたので、承知しておりますけれども、そうではなくて1人の人が複数業務を行うこととするということをこの街活性室のほうでの提案があったのだと思います。そのことにより現在の体制よりも1人職員が減っても大丈夫ということになっているので、マルチコピーとはまた全然話が別なことでありまして、ではこれまで今の体制で複数業務というのは行っていなかったのかということをお聞きしております。

（自治振興課長） 失礼しました。市民課取次業務を今説明した以外に、今市民センターでやっている取次業務の中で、例えば防災ラジオの取次ぎや社協の会費の募金の集まり、また日赤の募金とか、県民手帳の販売、また交通災害共済の受付等、あとデマンド交通の申込みとかの事務もしていただいているのですけれども、こちらのほうは現金取扱いとか個人情報関係になるので、4月以降これはちょっとやらないような形になります。その反面、例えば防災ラジオのほうは電子申請を検討していたりとか、デマンド交通は箕田公民館でちょっとご案内していただいたり、交通災害共済は郵便局とかで受付してもらったりして、ちょっとその辺

の業務のほうは現状と変わるのですけれども、今までの業務、市民課業務の以外で今まで業務をやっていたやつは、ちょっとその部分は変わりますが、ほかの図書を取次ぎとかは継続して行う予定となっております。

以上です。

（川崎）現在やっている業務を複数で全部行うということではなく、今のご説明によりますと現在やっている業務を一部廃止する、市民活動センターでは取り扱わないことにするというのかと思います。防災ラジオの件とか。箕田公民館のほうで。となると、これはちょっと市民サービスが少し減るのではないかというふうに危惧をしております。私がイメージしておりましたのは、今の提案の街活性室の提案で複数業務を行い、現在のサービスを低下させることなくという意味だと思っておりましたので、その辺の市民生活に影響が少なからず出るのではないかと考えますが、その点についてはどのようにお考えでしょうか。

（自治振興課長）ほかの指定管理、直営と指定管理のメリット、またちょっとできることとできないことの中で一職員のできること、今まで直営の職員がやっていたことと指定管理者がやれることというのはどうしても、できること、できないことがあると思いますので、その辺の指定管理者の複数業務といいますか、1人の職員ができることの数若干ほかのところでもやってもらうところもありますけれども、市民サービスで見ると、マルチコピー機の市民課業務、マルチコピー機を取り入れることとか、そもそものコミュニティーの活性化ということで全体的には市民サービスの向上につながるのではないかと考えております。

以上です。

（市民生活部長）補足ということでご説明させていただきますと、先ほど仕事、人員体制ということがありました。街活性室については、ご存じだと思いますが、市民活動センター、また2館のコミュニティセンターを運営しております。そういったところと連携をしながら、またそれぞれの専門分野は多分あるかと思うので、その辺の相互の連携を行うことによって、本来そこに配置すべき人員等を削減できるというよう

な観点で常時２名というような配置になっています。また、その連携なり専門的な団体というのですか、そちらのほうとも関係性が強いということもありまして、今後民間活力を導入するに当たって、他のコミュニティセンターと同様、もしくは地域課題、先ほど外国人が多いとか、人口減少が多いとかというところを議場でもちょっと説明はさせていただきましたが、そういった部分のコミュニティーもしくは多文化交流、こういったものが活性化できるということで評価のほうをさせていただいておりますので、より一層市民生活の向上につながるものとして選定をさせていただいているところです。

以上です。

（川崎）委員会ですので、詳細について伺いたいと思うのですけれども、例えばです。防災ラジオの取扱いについては、箕田公民館で執り行うようになるというご説明がありました。しかし、自治会の活性化とか、自治会活動を推進するということは、これまで以上に推進ができるものと期待しているというようなご答弁だったと思います。その防災ラジオの取扱い、これは自治会がイコールとは言い切れませんが、自主防災組織と兼ねている場合が多いです。一方では自治会のほうの推進を市民活動センターで行う、しかしながら防災ラジオについては箕田公民館に行ってくださいというのは、これは市民生活にとって、自治会活動にとって影響が出てくるだろうと思っております。連携がよく取れている街活性室だからこそ期待をしてということでございましたけれども、これらの業務がばらばらになってしまうということは、これは不便なことになるのです。これについてはこれからでもぜひ検討をしていただくべきだと思いますけれども、どのようにお考えでしょうか。

（危機管理監）防災ラジオの話が出ましたので、市民生活部のほうからそのお話を受けまして、うちのほうとしても今委員さんがご心配された点がやっぱりありますので、電子申請ができるようにということで、その辺の改善をまず図っていききたい。その上で利便性を高めて若い人にもどんどん受け入れやすいような形を取っていききたいということで進める予定でございます。

（川崎） それでは、当然市民センターのみならず防災ラジオにつきましては全ての市民が電子申請を行えるようにするというご答弁だったと受け止めましたので、そのことについては了解をいたしました。

そして、あともう一点お聞きしたいのが、現在の体制よりも、例えばいろんな講座、運動、あるいは多文化交流、多世代交流がより活性化するだろうという、親子の交流フェスとか、ということに期待をしてということだったと思いますけれども、現在も様々な講座とか親子の交流フェスとか行われているという認識でございました。この市民センターにおいて。この1年間、あるいは近年でも構いませんけれども、どのような講座が行われてきたのかご説明いただき、そのことが今度街活性室になることによって増えるのか、あるいは回数ではなく、よりその内容が充実したものになると考えるのか、どのように考えていらっしゃるのか伺います。

（自治振興課長） 今まで市民センターのほうは貸し館ということで、特にサークルとかが使っていたような事業になりまして、今後の自主事業の運動のこととかは、今まではやっていなかった、あくまでも自主事業ということで、新しい人が入ってくるということは今まではちょっと、あくまでもサークルの限られた人だけの貸し館事業だったので、またそこが大きく違うのかなと思います。

以上です。

（川崎） そうしますと、かつて私も市民センターの近くに住んでおりました、よく利用しておりましたので、イベントですとか、親子のそのような集いですとか、やっていたなという認識でございましたが、それは今のお話ですと自主事業ということでは一切行ってこなかったということではよろしいのでしょうか。

（自治振興課長） 赤見台の市民センターでは、今まで自主事業ではなく貸し館でおのおのサークルがやっていたという認識でおります。

以上です。

（大塚） それでは、99号の中で何点か伺いたいと思います。

本会議の中で説明会、説明等はしているのかという質疑がありまして、

私の記憶では、参加団体なのか、呼びかけ団体なのか、自治会数でいくと10もしくは11というふうに認識をしております。実際には、この市民センターを含めたエリアの中で自治会数もしくは町内会数でいくとどのぐらいの数が対象ということで捉えているのか。決して遠くから来てはいけないというルールはないと思うのですけれども、おおむねエリアごとに決まっているとしたならば、自治会数についてはどのように把握をされているのでしょうか。

（自治振興課長）赤見台地区の自治会が12ありますので、市民センター、赤見台地区のほうで12として今捉えております。
以上です。

（大塚）さらに、この建物自体、施設はいわゆるおおむね貸し館に充てられていた、その利用が多かったということであります。そうすると、当然同じ趣味を持ったサークルの利用、もしくは自治会、役員会等も含めて自治会の利用というのが当然主な利用状況かなと理解をするところです。ここで新たに自主事業的なものを展開するということになると、その12自治会以外にもいろんな方が利用する可能性が増えてくる。そういう意味では利用の範囲が、いわゆる活動の範囲が拡大をするという理解でよろしいでしょうか。

（自治振興課長）赤見台地区のみならず、ほかの近隣の方からも来ていただけるようなことを想定しておりますので、広がると考えております。
以上です。

（大塚）今度質問を変えまして、今回、選定結果を見ますが、資料の2ですか、そうすると結果自体の項目が7項目あります。この中の中ほどなのですが、実際には施設にかかる経費の点であります。これは20点満点の配点がされています。この中では4候補者の中の3番目の順位になっています。ほかの項目については、比較的上位というのは分かります。このかかる経費については、4分の3位ということなので、選定に当たって、これについて議論といいますか、検討があったのか、なかったのか、この点はいかがでしょうか。

（自治振興課長）こちらの項目のところは、あくまでも希望業者がこの

ぐらいの金額ということで上げてきた金額の順位ということになりますので、ここに対してはそれを、あくまでも金額の順位を並べたということで、特に話し合っておきません。

以上です。

（大塚）なぜ伺ったかという、この施設の建築年度、建設年度から結構年数たっているのです。場合によると、施設維持のために、例えばごくごく一般的、自然的な経年劣化による修繕等は発生する可能性はあると思うのですが、この指定期間の3年の中で、あるいは今現段階でこれが危惧されるので、応急的な、あるいは横断的な修繕、修理については今のところ出ているのでしょうか。もし出ているとすると、それらも含めて指定管理を受ける側に説明をしておかなくてはならないと思うのですが、建物の現状もしくは今後については今のところ何かあるのでしょうか。

（市民生活部長）市民センターについては、大規模改修ということで2年か3年前ぐらいに既に改修しております。それ以外の修繕については、現在修繕費の中で対応しておりまして、今回指定管理を導入するに当たって、市民センターのカーテンというか、現在ブラインドなのですが、どうしてもどうしても破損が多いということで、今回補正の中に折り込みをさせていただきました。指定管理の部分については、簡易な修繕ということで、10万円ほどの軽微な修繕という形では盛り込んでおりますけれども、その部分については、使わなかった部分については精算させていただくような形で公募をさせていただいたところです。

以上です。

（後藤）事前に通告していた内容は前任者の方からご質問いただいたので、ちょっと別件で1点だけなのですが、指定管理者に対して鴻巣市としては一番期待する部分というのは何かというところを伺えればと思います。

（自治振興課長）先ほど来申し上げておりますけれども、地域の課題を解決するために、民間事業の持つノウハウ、アイデアを活用して専門的スキルを持つ講座、事業の充実を図って、あくまでも多世代に広く開か

れた地域コミュニティーの拠点としていただくことが一番の市のほうで願っていることでございます。

以上です。

（後藤）最初の議会するときにも課題は何かとかっていろいろと質疑があったと思うのですが、今おっしゃっていた期待している部分というのを、実際に令和7年の4月から指定管理始まった後には、具体的な数字面でいうと、こういったところを市としては評価していく、追っていくのか、考えを伺います。

（自治振興課長）自主事業とかの参加していただいたときのアンケートとかを通じて満足度とかをはかりながら、地域の方のサービス、コミュニティーの満足度、また活性化というのを期待していきたいと思っています。

以上です。

（委員長）ほかに質疑はありませんか。

（なし）

（委員長）以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

（なし）

（委員長）次に、賛成討論はありませんか。

（なし）

（委員長）討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第99号 公の施設の指定管理者の指定について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手全員）

（委員長）挙手全員であります。

よって、議案第99号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第100号 鴻巣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例に

ついて、執行部の説明を求めます。

（市民生活部参事兼国保年金課長）議案第100号 鴻巣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

持続可能で安定した運営とすることを目的とした国民健康保険制度の広域化により、令和9年度に県内市町村の国民健康保険税水準の準統一を行うこととなっております。本市の国民健康保険税水準は、目標とする標準保険税率よりも低いため、令和9年度の準統一に向けて急激な負担増とならないように段階的に標準保険税率に近づけていくこととしており、この方針に基づき国民健康保険税率の改正を行うものです。

本市は国民健康保険税の1人当たり調定額が県内市平均よりも低い状況ではありますが、保健事業の充実や医療費適正化の取組、収納率向上の取組などを行い、また国、県による財政支援を活用しながら国民健康保険を運営しております。

一方、国民健康保険税率が標準保険税率に満たないことによる歳入不足に対し、鴻巣市国民健康保険運営基金を取り崩すことにより補填してまいりましたが、基金残高が減少していることも考慮し、本条例案における国民健康保険税率を設定するものです。

具体的には、被保険者の医療費などの支払いに充てる医療分は、所得割6.80%から0.12%引き上げ、6.92%、均等割2万7,500円から8,000円引き上げ、3万5,500円、後期高齢者医療制度への支援となる支援金分は、所得割2.75%から0.01%引き上げ、2.76%、均等割は1万6,000円の据置き、40歳以上65歳未満の被保険者の介護保険料に相当する介護分は、所得割2.40%から0.10%引き下げ、2.30%、均等割は1万6,000円の据置きとしております。以上を合計いたしますと、所得割は11.95%から0.03%引き上げ、11.98%、均等割は5万9,500円から8,000円引き上げ、6万7,500円に改正するものです。

以上が鴻巣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の説明でございます。よろしくお願いいたします。

（委員長）以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

（川崎）議案資料の２になりますか、それぞれの世帯のモデルケースが載っております。このモデルケースそれぞれの世帯数について質問をいたします。

（国保年金課副参事）それでは、資料のモデルケースの影響額３つ示させていただきましたのですが、そちらの世帯数についてお答えさせていただきます。こちら令和６年度当初賦課の課税世帯を基にお答えさせていただきます。

まず、（１）の給与収入の単身世帯ということで、こちらにつきましては国保の加入者が１人の世帯で、介護分が課税される世帯ということが令和６年度当初賦課１万６,１０６世帯全体のうち、こちらが３,４１７世帯ということで、２１.２％という数字になります。

次に、（２）年金収入の２人世帯、こちらが世帯の加入者が２人、それで介護分がもうかからない世帯ということで、こちらが２,４３２世帯、これ割合でいいますと１５.１％となります。

（３）の３人以上の世帯というものが、これが１,２４９世帯で、割合としては７.７５％となります。

以上です。

（川崎）それでは、最初の説明にありましたように、このままでは基金残高が取り崩してどんどん下がってきている、令和９年度の準統一に向けてというご説明はこれまでの委員会でも何度も聞いておりますので、それについては承知しているわけなのですけれども、どのぐらい減ってきているのかということをもっとお聞きしたいと思います。

（市民生活部参事兼国保年金課長）基金につきましては、さきの議会、９月議会において補正予算をさせていただきました。その補正予算をさせていただきました結果で、令和６年度の残高見込みとして１億４,０００万円。また、本議会におきましてまた補正予算を上げさせていただいておりますが、その補正予算の中で１,９００万円を基金に積み立てるということになっておりますので、そちらの補正予算が可決された暁には、６年度の年度末の見込みとしては約１億６,０００万円になるのだろうというふうに見込んでおります。

（川崎）それについては分かりました。

それで、9年度まであと段階的に引き上げていくということでありますけれども、この引上げの率、それは今すぐには分からないとは思いますが、すけれども、見込みとしてどのように見込んでいらっしゃるのかを伺います。

（市民生活部参事兼国保年金課長）議案の資料の表面、1ページ目になるのですが、四角い表が4つあると思いますが、左下の四角い表、こちらが、県が示す市町村標準保険税率というものを示してございます。こちらは、令和6年度の税率が示されたものでありまして、令和7年度につきましては年を明けた1月の中旬頃に確定の、来年度の鴻巣市の標準保険税率は何%、幾らですよということが示されることになっております。したがって、まだ未確定の予測に基づいての保険税率の設定をすることは適切でないということで考えまして、直近であります令和6年度の標準保険税率をターゲットとして今回の改正案の税率を設定しているところでございます。その中で見ていきますと、令和7年度（改正後）と右上の表でございしますが、所得割につきましては11.98%ということで、ターゲットであります市町村標準保険税率の水準に達しているという評価をしております。課題となっているものにつきましては、均等割であると考えておりまして、特に医療費分の均等割、こちらの分が令和6年度の市町村標準保険税率に比べて6,000円程度まだ差異があるというふうなところが課題であると考えております。一方、あくまでもこれは令和6年度のターゲットということで示されたものでございまして、今後、医療費が伸びていく、また支援金分というのは後期高齢者医療制度に対する支援ということになってきますので、高齢化が進んで後期高齢者に対する医療費等も増えていくということを見込みますと、それなりの税率というものもターゲットとしては上がっていくものだろうというふうに整理しております。

以上です。

（大塚）最終的には数年後に準統一を目指すという方向での今回の提案というふうに理解をしております。先ほどの説明の中でも、100分のとい

うパーセントでいきますと本当に数字的には小さい数字なので、あまり気にならないところだとは思いますが、しかしながら市民一人一人の立場に立ったときには、また上がるのというのが当然イメージとして出てくると思うのです。ただでさえ物価高騰、物は上がった、上がったと言われている中で、場合によると、この委員会で賛否を取って本会議が終了しないと決まらないとは思いますが、最終的にそういう市民の悩みといいますか、苦情というか、それは現課を含めて市が受けることになりますよね。今の段階からそこら辺やっぱりある程度腹積もりといいますか、心構えをして、市民の皆さんに対して正しい理解といいますか、理解しやすいようにという努力は必要かなと思います。それについて、今の段階で何か手だてはあるのでしょうか。

（市民生活部参事兼国保年金課長）この国民健康保険税の税率を引き上げていくという方針につきましては、埼玉県の運営方針が示されて以降、鴻巣としては先んじて早めに、急激な負担にならないように早めに取り組んでまいりました。したがって、毎年国保だよりや、また納税通知と一緒に入れるリーフレット等、引き続き情報提供については努めてまいりました。また、引上げを審議していただきます国保運営協議会においても、国民健康保険の被保険者、加入者ですね、被保険者のみならず市民全体に分かるように国保の状況を伝えてくださいという附帯意見もいただいておりますので、実際税率を示させていただいた後に国保年金課のほうに直接お電話で、昨年度より上がっているのだけれどもという電話も多数、毎年受けております。しかし、職員はそのことにつきまして、一人一人の所得の状況、世帯の状況、変化がないかということを見ながら、保険税率が上がったというところが理由であれば、その旨を丁寧に説明するといったことを続けておりますので、引き続きこちらの丁寧な説明というものを心がけていきたいと思っております。

以上です。

（藤村）特に医療分につきましては令和6年度が2万7,500円から令和7年度3万5,500円と8,000円増になってしまうのですけれども、前任者と

もかぶってしまうとは思うのですけれども、その根拠について詳細にちょっと伺いたいのですけれども。

（市民生活部参事兼国保年金課長）令和6年度、改正前の医療分は2万7,500円。ターゲットとしたとご説明しました市町村標準保険税率が4万……市町村標準保険税率の医療分の均等割が4万1,082円。差額につきましては、2万7,500円というところで……失礼しました。差額につきましては1万3,582円ということで、約1万4,000円だと。今回の税率改正は令和7年度のものになりますので、令和9年度の準統一に向けては7、8、9という3段階の階段をイメージしておりました。年々税率は上がっていくものだとすることを考えれば、約1万5,000円を3回ということになると、段階的にということであれば5,000円、三五、十五ということで5,000円程度なのかなということを考えておりましたが、一方で基金の残高見込みというところがございます。基金の残高見込みにつきましては、令和6年度の本年度、先ほど基金残高の見込みを申し上げましたが、その見込みを見ても、9月の議会までの見込みでございますが、議決をいただいた分だけでございますが、決算年度中で1億7,000万円減ると。つまり令和6年度の同じ水準でいったときには1億7,000万円の基金が必要になってくるというふうに考えております。そうすると、税率のほう5,000円上げたただけだと基金のほうもショートして来年度当初予算が組めないのではないかなという見込みがありましたので、段階的にということであれば5,000円程度が段階的なのだろうと思いましたが、それを最低限に議論いたしまして、逆算をして8,000円という金額を導き出したところでございます。

以上です。

（藤村）8,000円という額は決して安い金額ではないのかなというふうには感じているのですけれども、多分このお知らせは国保だよりなり広報なりを利用して皆さん方にお知らせはするのかなと思うのですけれども、少なからずクレームは出てくるのかなというふうには感じてはいるのですけれども、その対処としてはどのように考えているのか、また広報や国保だよりに対してはどのように具体的に記載をされて市民の方が納得

いくようなそういうものになるのか、その辺ちょっと詳細について伺いたいと思います。

（市民生活部参事兼国保年金課長）直接的に問合せが多く来ているということについては、毎年私たちは対応させていただいているということについては先ほど大塚委員の質疑の中でも話させていただきましたが、より具体的に申し上げますと、一人一人の方の前年の所得の状況、つまり国保税は前年の所得に課税される部分がございますので、前々年度の所得の状況と前年の所得の状況を比べて、どのように動いた、また世帯の構成だとかが例えばお一人方が社会人になったから1人抜けた、もしくは逆に入ってきたとかというような状況だとかを個々の事情に応じて世帯ごとに乗じたものを分析した上で、それで保険税率の影響、保険税率が上がったことに対する影響はこれこれ幾らぐらいなのですということを具体的に、単純に9年度上がるのということとは前提としては説明申し上げますが、個々の世帯の状況について詳しくお話をするというような体制をまず取っております。どうしても国保だよりであるとかホームページ等につきましましては、個別のところを伝えるわけにいきませんので、大くくりな話になってしまいますが、財政状況であつたりとか、一方で国民健康保険税には所得の状況に応じて7割、5割、2割の軽減があつたりとか、また未就学児につきましましては均等割の2分の1が軽減になる、またさらに鴻巣市独自では多子減免ということで3名以上のお子さんがいらっしゃる世帯についてはその方の分の均等割を減免、また新しい制度として産前産後の期間における被保険者の方が出産された場合には、その分の保険税が減免されるというような、こういった制度ありますよといったことも、負担が減る方法もございますよということも併せて国保だよりに掲載するようにしております。

以上です。

（後藤）給与収入だけの方とか、あとそれ以外の収入ある方とか、年金収入のみの方とか、年齢によっても所得割の部分とかって変わってくると思うのですけれども、やっぱりこうやって日々保険料が上がる中で暮らしている皆さんが、また上がるのかと、さっき前任者も言っていたと

思うのですけれども、市全体として年収別でどのぐらい、鴻巣市の中に幾らぐらいまでの人が何割でみたいなところというのがデータとしてあれば教えていただきたいと思います。

（国保年金課副参事）お答えさせていただきます。こちら令和6年度当初賦課時点での所得階層割合として回答させていただきます。

まず、国保加入世帯としての割合でお答えさせていただきます。令和6年度当初賦課の課税世帯が1万6,106世帯になりまして、このうち課税所得ゼロ円、これは所得割がかからず均等割しかかからない世帯という意味になるのですが、課税所得ゼロ円の世帯が7,117世帯で、これは割合として44.2%となります。また、課税所得が1円以上100万円未満の世帯でいいますと、こちらが4,211世帯で、割合が26.15%となります。また、課税所得が100万円から300万円未満の世帯になりますと3,680世帯で、割合が22.85%。課税所得300万円以上500万円未満の世帯が674世帯で、4.18%。最後に、課税所得が500万円以上の世帯というのが424世帯で、2.63%となっており、課税所得ゼロ円の世帯が44%、100万円未満まで含めると約7割の世帯が該当する形になります。

以上です。

（後藤）あとは、もう一点が通告していたものなのですけれども、モデルケースの3でいうと、3人世帯ですよ、多分。お父さん、お母さんがいて、子ども10歳1人というところあると思うのですけれども、いま自治体の金額として感覚でちょっとつかめない部分があるので、質問させていただくのですけれども、このモデルケースにおいて、もう一人新しく子どもが生まれた場合、産前産後とかのそういう減免とかは除いて純粹に均等割で幾らぐらい増えるのかなというところを伺います。

（国保年金課副参事）モデルケースの3で、子どもが1人生まれた場合の月額幾ら増えるかということなのですが、まずモデルケース3のケースは世帯主に一定の所得がありますので、世帯所得による7割、5割、2割の均等割軽減がつかないケースですので、生まれた赤ちゃんに対して未就学児の2分の1軽減が適用されます。新たにお子様生まれ、加入した場合は、当然所得がないので、均等割改正額、今回8,000円が影響

するのですが、この8,000円の2分の1、4,000円が令和6年度と7年度で比較すると増額する幅になりますので、月額計算では333円増えて、年額4,000円増える計算となります。なお、この赤ちゃんに対しての課税額、令和6年度ですと2万1,700円が令和7年度で2万5,700円になる計算となります。

以上です。

（委員長）ほかに質疑はありませんか。

（なし）

（委員長）以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

（なし）

（委員長）次に、賛成討論はありませんか。

（なし）

（委員長）討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第100号 鴻巣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手全員）

（委員長）挙手全員であります。

よって、議案第100号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。

（休憩 午前10時00分）

（開議 午前10時15分）

（委員長）それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、市民生活部長より発言の申出がありましたので、許可をいたします。

（市民生活部長）先ほど議案第99号、市民センターの指定管理について、

ご説明の中で補足という形でお話しさせていただきたいと思います。

今回指定管理を行うに当たっては、市民課の証明書の窓口業務をはじめ、指定管理上、現金取扱いを規定することはできないということになりますので、ご質問のありました防災ラジオ、こちらについては電子申請を導入して検討していくという部分、また交通災害共済、こちらについてはやはり現金でお集めになってお申込みという部分もあるのですが、近くの郵便局をご案内するという部分、あと県民手帳等については近くのコンビニだとか書店をご案内するというような内容でアナウンスさせていただくような形になります。以後については、例えば日赤の募金等については箕田公民館という形で、丁寧に説明しながら市民生活の低下にならないように努めてまいりたいと思います。

以上になります。

（委員長）以上、ご了承願います。

なお、字句その他の整理については委員長に一任願います。

次に、議案第101号 公の施設の指定管理者の指定について、執行部の説明を求めます。

（商工観光課長）では、よろしくお願いいたします。議案第101号 公の施設の指定管理者の指定についてご説明させていただきます。

本議案は、現在、指定管理者制度を導入し、管理を行っております鴻巣市鴻巣駅東口第1駐車場及び鴻巣市鴻巣駅東口第2駐車場について、指定管理期間が令和7年3月31日をもって満了することから、引き続き公の施設の管理に民間の能力を活用することにより住民サービスの向上と経費の節減を図ることを目的として、指定管理者制度を活用した管理運営を行うための指定管理者の指定となっております。

指定管理者につきましては、現在の指定管理者でありますT M E S株式会社からグンゼエンジニアリング株式会社に令和7年4月1日から令和10年3月31日までの3年間、指定管理者として指定するものです。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

（委員長）以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

（藤村）それでは、議案第101号 公の施設の指定管理者の指定について伺います。

議案第101号では、鴻巣市鴻巣駅東口第1駐車場及び鴻巣駅東口第2駐車場の指定管理者としてグンゼエンジニアリング株式会社、これは兵庫県になりますけれども、事業者が指定されたということなのですからけれども、議案書を見ますと1者だけということなのですからけれども、これはほかにいなかったのかどうなのか、希望、手を挙げるところがなかったのかどうかということをお聞きいたします。

（商工観光課長）ご質問にお答えさせていただきます。

今回、こちらの指定管理者については非公募で選定しております。今回の指定管理者の選定においては、エルミこうのす側がグンゼエンジニアリング株式会社をビルメンテナンス事業に選定したため、エルミこうのす及びエルミこうのすアネックスとの一体管理を駐車場として行うため、運営の効率化が期待できること等の事由で鴻巣駅東口駐車場もグンゼエンジニアリング株式会社を候補者といたしております。

以上でございます。

（藤村）その議案書を見ますと、点数配分に対してのグンゼエンジニアリングが収支計画の取組は15点中13.1%と比較的高いのですけれども、その他につきましては、かなりではないのですけれども、低い点数配分になっているのですけれども、その辺はどのようにお考えなのか伺います。

（商工観光課長）ご質問にお答えさせていただきます。

こちらの評点につきましては、価格点につきましては、こちら評点が17.50点となっておりますけれども、これは提案額のうちの上限額を設定させていただきますけれども、それにより近いとなるとこの数値となってしまうところでございます。また、評価に対しまして市の要求をクリアしているという判断をしますと、合計点が50点という形になりますので、それよりもいい点数で72点という形になっていきますので、そこまで低いとは私どもは考えておりません。

以上でございます。

（藤村）選考結果なのですから、からしますと、特に評価した項目

の収支計画の取組では、経費を削減するための適切な考え方と具体的な提案がされているということなのですけれども、その考え方と具体的な提案についての詳細を伺いたいと思います。

（商工観光課長）お答えさせていただきます。

まず、経費を削減する具体的な提案につきましては、駐車場施設内部の蛍光灯、駐車場の外灯、案内看板、パトライト等についてLED照明の交換、また一体管理という形になりますので、エルミこうのす本館側の商業棟における屋上熱源機器の効率化など、空調機器等の改善の提案がございました。

以上でございます。

（藤村）それと、情報セキュリティーということなのですけれども、緊急時の対応などの危機管理体制が十分に整えられているという点も評価に挙げてはいらっしゃるのですけれども、その具体的な緊急時の対応というのはどのようなものなのか伺いたいと思います。

（商工観光課長）お答えさせていただきます。

まず、駐車場については、駐車場の機器故障、トラブルが大きなウェートを占めております。こういった事態につきましては、警備員または巡回警備員が発見の上、保守業者に連絡し、現場スタッフが1次対応を行い、故障等の発生から早ければ二、三十分、遅くても1時間以内に保守業者が駆けつけて対応するという提案を受けております。現場スタッフもトラブル時の1次対応には慣れており、危機管理体制については十分であると考えております。

以上でございます。

（藤村）現在の事業所はグンゼエンジニアリングではないということなのですけれども、そのグンゼエンジニアリングの下請として今後も事業を継続するということだと思えるのですが、下請にならなくてはいけない理由というのは何かございますでしょうか。その辺ちょっと詳細に伺いたいと思います。

（商工観光課長）お答えさせていただきます。

駐車場管理業務については、駐車場の運営のほか、建物における施設の

設備の管理、警備や交通誘導、清掃、駐車場の管制機器の保守等々の専門要素がございます。こうした要素において、各分野に特化した業者に第三者委託することによって業務の質と効率を高めていると考えております。

以上でございます。

（藤村）普通に考えて、兵庫県の本社さんをお願いしているということなのですけれども、単純に考えると、もう少し近場に、例えば埼玉県内ですとか鴻巣市内の事業所、下請ではないですけれども、やっていただける事業所がなかったのかなというふうに考えるのですけれども、その辺はどのようにお考えなのでしょうか。

（商工観光課長）お答えさせていただきます。

まず、エルミこうのす側のほうで選定をした場合、こちら比較的大きなショッピングモールということで、なかなか県内及び市内において適切な業者、また手を挙げる業者が見当たらなかったということで、他の業者、他県の業者を選定したと伺っております。

以上でございます。

（古山）先ほどのお話の中で、エルミこうのすのほうからグンゼエンジニアリングの名前が挙がったということなのですけれども、現の指定管理者に何か問題があったか伺います。

（商工観光課長）お答えさせていただきます。

現指定管理者につきましては、人件費の高騰、またビルメンテナンス等々の人員不足によってエルミこうのす側に大幅な経費のアップを要求してまいったようでございます。また、そこに関してエルミこうのすが、私どももアドバイザーとして入りましたけれども、なかなかその調整がつかず、最終的にその現指定管理者が今回の指定期間で継続はいたしませんという申出がございましたので、業者選定に至った経緯がございます。

以上でございます。

（古山）それでは、グンゼエンジニアリングはその適正価格を提出してきたということよろしいでしょうか。

（商工観光課長）エルミこうのす側で業者を何社か選定して、提案等、価格等を伺った結果、グンゼエンジニアリングが適切という形で選定したと伺っております。

以上でございます。

（川崎）それでは、費用面での効果がどう変わるのかということをお聞きしたかったのですが、今前任者の質問と少しかぶりますが、具体的に示せるものがあれば教えていただきたいと思います。

（商工観光課長）お答えさせていただきます。

先ほども申し上げましたけれども、各種の照明、LED化になっていないところのLED化をするというご提案と、空調設備の効率化などの提案がございました。こちらグンゼエンジニアリングは省エネ事業についてたけている事業者というふうに伺っておりますので、その点も評価させていただいているものです。

以上でございます。

（川崎）現在の指定管理者が、先ほどの説明でもありましたけれども、グンゼの下請という形になるということです。当然これだけでは人員が足りませんので、そのほかにグンゼのほうで専門の業者をそれぞれの業務に合わせて頼むというような状況になるのでしょうか。

（商工観光課長）そのとおりでございます。

以上です。

（川崎）指定管理業務に係る経費について25点中17.5点というのは、必ずしも評価は高くないと思います。これは前任者も先ほど質問をしていたところでもあります。それでも高いほうだという認識だったとは思いますが、むしろこの25点中17.5点というのはどこが課題と考えてこの点数になっているのか伺います。

（商工観光課長）お答えさせていただきます。

こちらにつきましては、先ほど申し上げたとおり、市のほうの積算した上限額と近い数字になっておりますので、これがうちのほうで評価をさせていただくときに、もうこの金額については何点という形になってしまふところがございますので、その評点になっておりました。ただ、課

題といたしましては、こういった形でこの価格点が上限に近いという形でございますけれども、現在の管理状況につきまして、施設や設備の経年による設備点検が大分上がっておりますので、そこを考慮したところでありますと、最低限のところはクリアしているのかなと考えております。

以上でございます。

（川崎）本会議での質問に対しての答弁で、エルミとアネックスビルの一体化が図られるということを期待しているということであります。現在の体制では一体化が図られていないのか、今後どのように変わるのか伺います。

（商工観光課長）お答えさせていただきます。

今回、先ほど申し上げたとおり、エルミこちらのすとアネックスのほうの一体管理というお話でございますけれども、現在も前回の指定管理の更新のときにこの体制をやらせていただいております。不都合な点は特にございませんでしたので、効率的な運営が行われておりますので、これを継続させていただきたいと考えております。

以上でございます。

（川崎）というと、現在の体制でも特に課題はないという答弁であったかと思いますが、これはちょっとお伺いしたいのですけれども、エルミの整備についてもグンゼが行うということで、そういう点も鑑みてこの駐車場についてはグンゼということで、非公募で行ったということでありました。現在、アネックスビルにつきましては、1時間は無料で、その後はエルミでの買物等にはかかわらず1時間のみという体制になっております。それは今後も変わらないのか、割引等についての考えを伺います。

（商工観光課長）お答えさせていただきます。

現在の駐車料金につきましては、委員おっしゃるような形を取っておりますけれども、あくまでショッピングモール側のほうでサービスの関係でサービス券を発行しておりますので、その点につきましては、今後またそちらのショッピングモール側と、いわゆるテナントで入っている商

店等々とお話をさせていただく機会があれば、そういったご意見があったということはお話をさせていただくのと同時に、市としては、市として独自にサービス券を発行するということは今のところ考えておりません。

以上でございます。

（川崎）出入口なのですけれども、慣れている人はよく分かるかと思いますが、一方通行で出るようになっております。アネックスビルもそうです。しかしながら、それを無視して出ていくという車もたくさんありまして、非常に事故が懸念されます。特にアネックスビルのほうには人員がいないのです。エルミのほうではちゃんといらっしゃって、配置されていて、しかもポール等、相当また新設したのでしょうか、随分分かりやすくなっておりまして、絶対に間違えないようになっているのですが、アネックスビルについては、出るときには左にしか出てはいけないと、出てはいけないという決まりではないのですけれども、そういうお願い事になるのでしょうかけれども、警察等とはまた関係がなくなるのでしょうか、見ておりますと随分右折で出ていく車があります。すぐ横断歩道がありますので、ちょっと事故の懸念をしておりました。実際に事故になったことがないのか、あるいはそういう冷やっとするような状況についてはどのように把握していらっしゃいますか。

（商工観光課長）お答えさせていただきます。

今手元に詳細な資料ございませんので、いわゆる第1駐車場、第2駐車場も軽微な駐車場内での、こすってしまったとか、ほかの車にぶつけてしまったとか、軽微なそういう報告は毎月上がってきております。ただ、いわゆる人身事故のようなことに関しては、アネックスビルについては、車が飛び出してという、逆方向に飛び出してとか、そういう形のものはちょっと承知は私どものほうはしておりません。

また、アネックスビル、人員がいないということですので、監視カメラのほうで監視室で監視させていただいて、何かあればすぐ予備の警備員が出ていくような体制を取っておりますので、そこら辺ご了承くださいただければと思います。

以上でございます。

（大塚）第１、第２それぞれ駐車場がありますが、おおむね第１については例えば駅利用者、商業施設の利用が主かなと思われま。第２については、アネックスにある施設の利用者等が主な利用者かなと思われま。設備の中で２つほどお伺いをしたいと思いま。１つは、第１に設置してあるＥＶの充電設備、しばらく使えない状態になっているかなと思うのですが、場所としては２台分たしかあったと思いま。ずっと使用不可になっているような気がしますので、そこら辺現状についてお伺いをいたしま。

（商工観光課長）お答えさせていただきます。

現在、東口第１駐車場のほうにＥＶ充電器の急速のものが設置してございますが、令和５年４月にケーブルの故障が発生し、修理を試みておりますが、必要な部品が終了しているため、現在は利用停止となっております。修理が困難と考えられますので、今後は全庁的にこのＥＶ充電器をどうしていくのかというのを協議しながら、近隣の動向も見ながら考えていきたいと思っております。

以上でございます。

（環境経済部長）ただいまのＥＶ充電の関係なのですが、大塚委員おっしゃられたとおり、エルミ今まで市内の公共の中で唯一あったところということで、今課長申し上げたとおり、故障ということで今使用不能という形になっております。ただ、今回ゼロカーボン、デコ活とか、そういったものを検討する中で、ＥＶ設備についても公共施設どうしていかうかというところを市として、全体として考えていく中でどうしようかというふうに考えておりますので、駐車場単体でというよりは市全体でというところを今考えている状況ですので、もう少しお時間をいただきたいというふうに思いま。

以上です。

（大塚）それと、前任者で一部出たのですが、駐車場、特に第１はかなりフロアが、数がありますので、中での事故もしくは犯罪防止という観点では、第１の中全体で防犯カメラ等については設置してあるのか、も

しあるとしたらどのぐらいの台数が設置してあるのでしょうか。

（商工観光課長）お答えさせていただきます。

まず、監視カメラについてですが、設置はしてございます。警備室で確認しております。ただ、申し訳ございません、ちょっと資料ございません。台数については、ちょっと把握は、調べないと言えないような状況でございます。

以上でございます。

（大塚）分かりました。それについては後で私自身も調べたいと思います。

最後に1点なのですが、今回は指定管理先が変わるという内容であります。会社というか、事業者自体は替わるにしても、従来の業務に当たっていた人数については変更なく、あるいは増える、もしくは減る、その人数についてはどのようなになっているのでしょうか。

（商工観光課長）お答えさせていただきます。

グンゼエンジニアリングの提案につきましては、現状の人数でやらせていただきたいというご提案がありました。

以上でございます。

（後藤）前任者の方々からの質問で、その答弁で、今というか、前の指定管理者が人件費の高騰とか人員不足があって、エルミ側に経費アップの要望を伝えたけれども、そこで調整つかなかったから、もう指定管理者、ではうちではできませんとなったというふうに多分お答えされたと思うのですけれども、ここの経費アップの部分というのは具体的にはどういったものだったのか。駐車料金をもっと上げたいとか、そういった要望があったのかを伺います。

（商工観光課長）お答えさせていただきます。

一番大きい部分につきましては、現指定管理者がこちらに、こちらというか、エルミこちらのす側等に言ってきたのは、人件費の高騰とビルメンテナンスの人員不足で、人を雇うためにはやっぱり人件費を上げなければいけないというところで、そういった提案があったというふうに聞いております。

以上でございます。

（後藤）分かりました。多分今どこも人件費とかも上がっているし、というか全て、人も物も値段が上がっているという中で、例えば今後指定管理者さんのほうで駐車料金をちょっと上げたいみたいな要望がもしあった場合は、この指定管理の期間の３年間の中でも例えばそういった料金の改定とかというのはルール上起こり得ることなのかというのをちょっと確認したいです。

（商工観光課長）お答えさせていただきます。

東口駐車場につきましては、使用料金制度をしいておりますので、利用料金ではないので、条例でいわゆる駐車場料金定めさせていただきますので、もしそういうことがあれば議会の皆様のほうへお諮りさせていただいてという形になると思われませんが、今のところ料金の値上げについては特に、現指定管理者から上げてくれとかそういう話については来ておりません。

以上でございます。

（委員長）ほかに質疑はありませんか。

（なし）

（委員長）以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

（なし）

（委員長）次に、賛成討論はありませんか。

（なし）

（委員長）討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第101号 公の施設の指定管理者の指定について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手全員）

（委員長）挙手全員であります。

よって、議案第101号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第102号 公の施設の指定管理者の指定について、執行部の説明を求めます。

（商工観光課長）それでは、議案第102号 公の施設の指定管理者の指定についてご説明をいたします。

本議案は、現在、指定管理者制度を導入し、管理を行っております鴻巣市にぎわい交流館について、指定管理期間が令和7年3月31日をもって満了することから、引き続き公の施設の管理に民間の能力を活用することにより住民サービスの向上と経費の節減を図ることを目的として、指定管理者制度を活用した管理運営を行うための指定管理者の指定となっております。

指定管理者につきましては、現在の指定管理者でありますアイル・コーポレーション株式会社から街活性室株式会社、株式会社福祉応援団、株式会社フューチャーリンクネットワークの事業体、こうのす賑わいづくり共同事業体に令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間、指定管理者として指定するものです。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

（委員長）以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

（藤村）では、議案第102号 公の施設の指定管理者の指定について伺います。

議案第102号では、鴻巣市にぎわい交流館の指定管理者として、こうのす賑わいづくり共同事業体、事業所が鴻巣市逆川1-2-2の502号の事業者が指定されておりますが、議案資料を確認してみますと、3者による共同事業体であるということが理解できました。そこで、今までやっていた事業所からこの3者共同体に移った理由というものの詳細について、まずは伺います。

（商工観光課長）お答えさせていただきます。

今回の指定管理者の選定におきましては、資料のとおり3者から応募がございました。今回、こうのす賑わいづくり事業体を特に評価した点と

いたしましては、地域食材を活用した食品の開発や提供について具体的な提案がされており、利用者数の向上に資する提案となっていることが評価されました。また、にぎわいを創出する自主事業の企画が優れ、施設の効用を発揮できる内容となっており、定例のカフェ売上げ以外でカフェの売上げを向上させる具体的な提案が示されていることが評価されております。

以上でございます。

（藤村）では、現事業所さんは、議案資料のA、Bとあるのですけれども、そのどちらかということによろしいのですか。

（商工観光課長）この資料につきましては、その企業の社会的な評価となる可能性もございますので、非公表とさせていただきます。

以上でございます。

（藤村）その3者による共同事業なののですけれども、私が理解するのは、1つの事業に対して複数の事業所が関わるというのは、委託を出すというのは聞いてはいるのですけれども、1つの屋根の下に3者共同で入るというのはちょっと初めて聞いたもので、どういうことなのかなということをお聞きします。

（商工観光課長）指定管理者の申請では、この3者の事業体ということで申請をいただいていることなののですけれども、役割等々の説明もしてしまってもよろしいでしょうか。

（藤村）私が聞きたかったのは、その3者を入れる理由というのかな、街活さんであったりとかいろんな事業者さんがいる、3者あるのですけれども、3者でなくてはいけない理由というのは何だったのか伺います。

（商工観光課長）大変失礼いたしました。お答えさせていただきます。まず、共同事業体というのは、これは指定管理等にもまれにあることなののですけれども、共同事業体とは受託した事業を共同して実施することを目的として結成されるものということで聞いております。共同事業体は各構成員の労務の提供を通して事業を実施するという形になりますので、こちらの事業体の提案が私どもとしては評価をさせていただいたという形になっております。

以上でございます。

（藤村）３者の概要を見させていただくと、どれも株式会社で、法人格を持っているのですけれども、このす賑わいづくり共同事業体というのはどういう法人格を持っているのですか。法人形態があれば教えてくださいののですけれども。

（商工観光課長）あくまで共同事業体ですので、法人格云々ということではなくて、あくまでこの事業をやるために結成された、いわゆる昔でいうジョイントベンチャーみたいな形のもので、共同体でこの仕事をやっていくという共同事業体というふうに認識しております。

以上でございます。

（藤村）その３者については、本市はそれぞれの代表の方とかとお話したという、そういう経緯とかあるのか伺います。

（商工観光課長）お答えさせていただきます。

提案時には、一応代表の会社である街活性室株式会社が市に提案をしていただいて、そこに担当者、いわゆる株式会社福祉応援団と株式会社フューチャーリンクネットワークが、各担当者がそこにいらして一緒に説明をしていただいたような形でございます。

以上でございます。

（藤村）私が理解しているのは、市の仕事をするには指名入札、参加資格の申請をしていなくてはいけないのかと思うのですけれども、これ３者ともしているということで理解してよろしいのか伺います。

（商工観光課長）業者登録につきましては、株式会社フューチャーリンクネットワークが、１社のみが登録して、ほかの２社は登録しておりません。ただ、指定管理者の指定に関しては、この業者登録がマストということではないということで確認を取っております。

以上でございます。

（藤村）そうしますと、何かあった場合の窓口対応となる法人というのは街活性室ということで理解してよろしいのでしょうか。伺います。

（商工観光課長）お答えさせていただきます。

委員のおっしゃるとおりでございます。

以上でございます。

（藤村）その３者のそれぞれの役割分担というのがもしおありでしたら伺います。

（商工観光課長）お答えさせていただきます。

提案時に伺っているところによりますと、まず代表が街活性室株式会社。こちらについては、自主事業、施設の管理運営を主に行うと伺っております。株式会社福祉応援団につきましては、カフェの運営を主に行うと伺っております。株式会社フューチャーリンクネットワークは、広報、情報発信等を主に行うと提案がありました。３者がそれぞれ得意とする業務を担い、代表企業を中心として鴻巣市にぎわい交流館の指定管理の業務を担っていくということで提案がございました。

以上でございます。

（藤村）議案資料の指定管理者候補者の選定結果についての施設の設置目的の達成に向けた取組では、地域食材を活用した商品の開発や提供について具体的な提案がされており、利用者の向上に資する提案となっておりますが、地域食材と開発による利用者数の向上についての提案もされておりますが、その具体的な提案の詳細について伺います。

（商工観光課長）お答えさせていただきます。

まずは価格、現指定管理者よりも価格を抑えたメニューの提案、比較的安価な限定ランチメニューの提案、多彩な自主事業やセミナーの開催、観光案内所の設置等の提案がございました。

以上でございます。

（藤村）その中に具体的な地域食材というのがあるのですけれども、その地域食材というのは市内の食材ということでよろしいのでしょうか。

（商工観光課長）お答えさせていただきます。

提案のときには、鴻巣市内の農家さんと独自のネットワークを持っているということで、そちらから仕入れたもの、また鴻巣市内でできないものについては埼玉県内という形で、埼玉県内でも用意できないという形になると他県の食材という形でやっていくというご提案がありました。

以上でございます。

（藤村）選定結果なのですけれども、その利用者数の向上というのも記載されてはいるのですけれども、その利用者数というのは、その提案の中で今までよりどの程度利用者数が増えるのかという、そういう提案がされているのであれば、それについてもお答えいただけたらと思います。

（委員長）暫時休憩いたします。

（休憩 午前 10 時 52 分）

◇

（開議 午前 10 時 54 分）

（委員長）休憩前に引き続き会議を開きます。

（商工観光課長）大変失礼いたしました。人数につきましては、実績は令和4年度が1万6,810人、5年度が16,980人となっておりますので、提案としては以降毎年1%の上昇を見込んでおり、次期指定管理期間の最終年度である10年度には1万8,025人と目標を立てておるところでございます。

以上でございます。

（藤村）収支計画の取組についてなのですけれども、点数配分では10点で、共同事業体については5.78、A者については6点ということなのですけれども、5.78が高いのか低いのかというのはちょっと分からないのですけれども、現事業者では決算書とか確認するとマイナス決算ということなのですけれども、その辺につきましては今後共同事業体になるとどのように改善されるのか、改善してもらいたいという希望もあるので、その辺の計画についてはどのようにその共同体お考えになっているのか、その辺伺います。

（商工観光課長）お答えさせていただきます。

提案時のお話ですと、利益を最初はあまり出ないような状況で持ってきたのですが、利益が出せるように頑張るとともに、その利益が出た分については市の施設のほうへいろいろなものを還元していきたいということで、街活性室株式会社のほうは市民活動センター等々でいわゆるその利益を、指定管理で利益が出たものについて、いわゆる図書コーナーみたいなコーナーがあるのですけれども、そういったものを設置したりと

か、そういったことで還元していきたいというお話がございましたので、そこも評価を一つしていたところでございます。

以上でございます。

（藤村）続きまして、特に評価した項目の中で、サービス向上に向けた取組についてなのですが、その中で自主事業の提案が優れということなのですが、具体的に自主事業というのはどのような事業なのか、その辺詳細について伺います。

（商工観光課長）お答えさせていただきます。

特に代表会社の街活性室につきましては、セミナーとかそういったものに力を入れており、そういったものでまず多目的室の活用、あと市内にも管理している公的機関でございますので、そういった形のところとリンクしていろいろな企画を立ち上げていきたいと。または、企業セミナーとかそういったものもやっていきたいというご提案がございましたので、そういったところが評価されております。

以上でございます。

（藤村）それと、カフェ売上げ以外でカフェ売上げを向上される具体的な提案ということなのですが、これはどういうことなのか。カフェ売上げ以外のものというのは具体的にどういうものなのか伺います。

（商工観光課長）お答えさせていただきます。

特に、今あまりやっていないのですが、持ち帰り、テークアウトに力を入れて、価格を抑えたものをやっていきたいというご提案がありました。

以上でございます。

（藤村）ちょっと戻るのですが、地域の食材を使っていたかということなのですが、現事業所ではいろいろと大学さんとかと協力して、栄養関係ですか、その辺をしていただいたのですが、今回そういう栄養とか、そういう大学と連携してというのはどうなのでしょう。

（商工観光課長）お答えさせていただきます。

産官学連携メニューについては、継続して行う予定でございます。

以上でございます。

（古山）前任者の質問で大体聞きたいことが終わってしまったのですが、万が一にぎわい交流館で食中毒が起きた場合、誰が責任を取るのか、ちょっとその辺をお伺いします。

（委員長）暫時休憩いたします。

（休憩 午前 10 時 59 分）

（開議 午前 11 時 00 分）

（委員長）休憩前に引き続き会議を開きます。

（商工観光課長）大変失礼いたしました。食中毒が出た場合については、指定管理者が責任を負うような形になります。

以上でございます。

（古山）その指定管理者はよく分かるのですが、この3者の中でどこが大本として責任を持つのか、そこら辺をちょっとお伺いします。

（商工観光課長）そこまでの協議は詰めておらないのですが、まずカフェの運営自体が福祉応援団ですので、福祉応援団という話もございますけれども、まず指定管理者、施設の管理者という形でまず代表企業と、3つが同じような形で責任を取るような形（P. 44「最終的に管理責任ということで市も対応させていただく」発言訂正あり）と考えております。

以上でございます。

（川崎）では、幾つかお伺いしたいと思います。

まず、3者の共同体ということでございますが、株式会社福祉応援団が主にカフェメニューを行うということでありました。これ本会議の答弁の中では具体的なお店の名前も出ておりましたが、現在も文化センターのクレアの中で、一室で行っている事業所と認識しております。概要を見ますと、この株式会社福祉応援団の設立年月日は令和6年の2月9日ということで、今年設立したばかりとなっております。しかしながら、本会議での答弁でもありました、現に今カフェとか食事の提供を行って

いる事業所とありますが、これは全く違う事業所ということなのでしょうか。

（商工観光課長）お答えさせていただきます。

私どものほうの回答がちょっとうまく言えなかったのですが、株式会社福祉応援団が関わっているのは和みカフェということで、雷電町にある空き店舗を利用したカフェでございまして、ちょっと名前が似ているのでございますけれども、ちょっと私どもの説明分かりにくかったと思います。一応そちらの和みカフェというところを運営しているところでございます。

以上でございます。

（川崎）分かりました。名前がちょっと紛らわしかったので。雷電町のほうにあるということで、それについては認識いたしました。

それでは、指定管理の年数なのですが、5年間ということになります。なぜ5年間ということなのかお聞きします。

（商工観光課長）鴻巣市指定管理者運用ガイドラインに、初年度、いわゆる新規の場合については3年、更新施設については5年を標準するというのでございますので、また地方自治法の施行規則のほうでは指定管理者の指定期間が5年以内と定められているが、特に必要があれば5年を超えて指定することができるということでございますので、ガイドラインに沿いまして5年ということでやらせていただいている状況でございます。

以上でございます。

（川崎）現在の指定管理者がそのまま継続して行う場合については、当然5年というふうに認識をしているわけなのが、今回全く新しい指定管理者になります。そうした場合であっても3年ではなく5年とするということなののでしょうか。これについての何か取決めといいますか、要するに指定管理者が全く新しくなったとしても年数が超えていけば5年でもいいという認識なのか伺います。

（商工観光課長）お答えさせていただきます。

ガイドラインにのっとってやりますと、あくまで業者が替わる、指定管

理者が替わる、替わらないではなくて、更新施設は5年を標準とするという形になっておりますので、それに沿ってやらせていただいた状況でございます。

以上でございます。

（川崎）そのガイドラインに沿ってということはよく分かります。しかしながら、懸念しますのは、こういうものは始まってみないと分からないということがあります。また後の議案で出てきますけれども、同じ施設がずっとということでの更新で5年というのはよく理解できるのですが、今回、ましてや3者共同体ということで、3年という選択肢はなかったのか伺います。

（商工観光課長）お答えさせていただきます。

審査委員会、選定委員会でその指定期間についての議題は特に上がりませんでした。一応指定管理期間を3年よりも5年にしたほうが、より企業、いわゆる指定管理者が手を挙げる、プロポーザルに参加する意欲を促すという考え方もあるということをお伺っておりますので、一応こちらの5年ということでやらせていただいている状況でございます。

以上でございます。

（川崎）本会議の質疑の中で、収支を問う質疑がありました。現在の指定管理者においては、令和4年度はマイナスだったが、その後はプラスになったという答弁がございましたけれども、この詳細について伺います。

（商工観光課長）お答えさせていただきます。

令和4年度、開所当時につきましては現指定管理者が運営をしたところでございますけれども、指定管理者から初期費用につきましては、指定管理者が想定したよりもかなりの額かかってしまったという形でマイナスになってしまったと。それを踏まえて、5年度については、いわゆる維持管理費と経費を削減するに当たって、職員のいわゆるマルチタスク化等を進めていく上で経費の節減を頑張り、またカフェの売上げも若干でございますが、前年度より上回っておりますので、収支計算といたしましては、もう本当に少額ですけれども、3万円ほどプラスという形で5

年度はなっておりまして、また6年度上半期につきましても、これは速報値でございますが、一応プラスということで報告を受けております。以上でございます。

（川崎）今度のこのす賑わいづくり共同事業体が指定管理になった場合に、いわゆる初期費用という話が出ましたけれども、全くそれはわからないという認識なのでしょうか。

（商工観光課長）提案の中では、その初期費用についての懸案事項というのは、各提案していただいたところからは特に出ませんでした。以上でございます。

（川崎）1階はカフェ、そして2階につきましては多目的室、あるいは料理室があるわけなのですけれども、その多目的室の利用も促進するというお話がありました。現在の利用状況についてはどうなのか、それがどのように費用面あるいは回数面で上回ると予想されているのか伺います。

（商工観光課長）お答えさせていただきます。

4年度、5年度の利用状況につきましては、4年度が多目的室が187件、食品加工室が24件、5年度につきましては多目的室が180件、食品加工室が13件と、若干伸び悩んでございます。ただ、今回の指定管理者につきましては、自主事業の提案として、まずシェアキッチンの提案があったと同時に、先ほども申し上げておりますけれども、セミナー等々のいろいろなものを多目的室でやっていこう、コワーキングスペースとしての利用を高めていこうということで提案がございました。

以上でございます。

（川崎）一応何度となくこのにこのすについては利用をしておりまして、カフェについてはもちろんなのですけれども、多目的室の利用、また料理室の利用もしております。

そこで伺うのですが、シェアキッチンというお話でありましたけれども、決して広くないスペースなのです。それが可能なのか伺います。

（商工観光課長）シェアキッチンにつきましては、あくまでいっぱいの人に来てやるというのではなくて、この方がこの日は借ります、違う事

業者がこの日を借りますという形で、そういう形でシェアをするという形で伺っております。

以上でございます。

（川崎）効果的に日程を組みながらやっていくということだというふうに理解をいたしました。

それと、多目的室の利用については、いろんな講座あるいは企業セミナー等を考えているということでありました。代表になっているところが街活性室でありますので、市民活動センターなどでもそのような事業を行っている、そのような講座をやっているということは理解をしております。同じような事業をどの施設も行うということはどうなのかなと思っております。当初のこのにこのすの目的、設置目的ですね、それがどうだったのか改めて伺います。

（商工観光課長）お答えさせていただきます。

にぎわいの創出というのが一番のコンセプトでございますので、いろいろなグループがまず来ていただくというのが一番だと思います。一応いろいろと提案があったのですが、今もやっておりますけれども、地域食材を利用した料理教室、あとは体験型1次産業のツアー等をやらせていただくのと、あとは一番今回やっていないのにつきましては、子ども食堂とのコラボレーションもやりたいというご提案もございました。団体との調整によりまして、どのような形で実施するのかというのは今後という話になっております。あとは、観光案内所も設置をしたいということで話がございますので、そういった形で人が寄れる、にぎわいを創出できる施設になるかと考えております。

以上でございます。

（川崎）コンセプトが、例えば駅から運転免許証を取りに来られる方たち、あるいは若者をいかに呼び込むかということで、立地的にちょうどいいだろうというお話もあり、そこに観光に来られる方も入れて、人の流れということを促進させようということが目的の一つだったと思います。ここに至るまでには多くの職員の方々も苦勞されながら、試行錯誤しながら設置に至ったということで、そのご努力について私は評価をし

たいと思っております。そのコンセプトが、懸念しておりますのが、何
でもあり、言ってみたら鴻巣にあるいろんな施設が全部同じような事
業をどこでもここでもやっているということが果たして鴻巣市の魅力発
信につながるのだろうか懸念をしているのです。独自性というものが
どうなのかなということを懸念しているのです。その独自性については
どう考えますか。というのは、もっと言うならば、私先ほども申し上げ
ましたように、随分利用させていただいております。その中で、いろん
な工夫をされてきたなということを私は評価をしているのです。いろん
な声あるでしょうけれども。カフェメニューも多様化をさせていたり、
あるいはスイーツについても非常に研究をされていたり、また地域食材、
有機で作った野菜を売り出したり、また多目的室の利用ということにつ
きましても料理教室を利用したりだとか、あとなるべく安価に市民の活
動の場にとすることで皆さんに貸出しをしたりということで、いろん
なことをやってきたということは評価しております。また、のすラボとか、
鴻巣の魅力を発信しようではないかということで、若い人たちに集まっ
てもらってやってきたということも私はこれを承知しております。言っ
てみたら、いかに鴻巣の魅力を発信するのか、そして若者たちを呼び
込んでいくのか、さらなる鴻巣の魅力ということSNS等でも発信して
いけるのかというような目的に何とか沿おうということで取り組んでき
たのだろうと、この3年間については。私は、これは率直に評価をした
いと思っております。

それはそれとしてなのですけれども、今回この指定管理をしたことでい
ろんなご説明を聞いていく中で、私が懸念しておりますのは、さっきも
申し上げたとおり、全部どこの施設に行っても同じことをやっているで
はないかということで、果たしてこのにこのすというものの存在価値が
どうなるのだろうか懸念しております。このにこのすをさらに独自性
あるような存在価値を高めるということについてどのように考えていら
っしゃるのか伺います。

（環境経済部長）では、川崎委員のご質問のほうに、ちょっと部全体、
市全体に関わることなので、私のほうからお答えさせていただきます。

今委員ご指摘のとおり、鴻巣市、特に商工が管轄している部分になりますと、イベントが多く、それで観光しているという、名所旧跡があつてということではなくて、花祭りですとかコスモス祭り、バラ祭り、そういった花にちなんだお祭りとか、そういったものをやって市外の方からも多くの来客をいただいているというような形でやっております。施設に関しても、そこは私も最近つくづく感じるのですけれども、各課いろんなイベントをするのですけれども、何か似たようなことをやっているなというところは正直感じているところであります。ただ、施設としてにこのすを見た場合に、例えば花久の里ですとか、ひなの里、ああいった核となる何かそういったものがあれば、それによって集客、人々に来ていただけるというところもありますので、なかなかちょっと立地的には、人通りは多いのですけれども、何か核となる、これでぜひぜひというのはやはりほかの催物とかなりかぶるかなというのは正直なところではあります。ただ、逆に言うと、ほかのところで街活性室とかやっておりますので、これから商工観光のほうで打合せしていく中で、ほかにかぶった内容ではなく、にこのすらしさのにぎわいをつくるというところも、当然所期の狙いとしては免許センターの来訪者を狙うというところもありましたけれども、やはりその辺は変化させていいと私は思っています。状況に応じて、例えば中央の住宅街の年齢層もそれなりの年齢層に上がっているような、そういった方々、要はやっぱカフェがいつ来ても満員だねというようなところからまず進めていければというふうに考えていますので、やはりカフェメニュー、今回かなり提案がありましたので、前々から若干、本会議でも申し上げましたけれども、高いのではないのというところもありますので、その辺安くするという提案もいただいておりますので、そういったところから改善していきながら、にぎわいの創出という施設の当初目的に沿うような、そういった施設に変えていけるということで今回指定管理のほうも替わったというふうに考えておりますので、もう少し見守っていただいて、変化を感じていただけるように我々としても頑張りたいなと思っております。

以上でございます。

(委員長) ここで暫時休憩いたします。

(休憩 午前 11 時 20 分)

(開議 午前 11 時 32 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、商工観光課長より発言の申出がありましたので、許可をいたします。

(商工観光課長) 失礼いたします。先ほど古山委員からにこのすで食中毒のくだりがございましたけれども、補足というか、訂正というか、させていただきたいと思います。

先ほど指定管理者が責任を取ると言い方をしましたけれども、ちょっと確認をいたしましたところ、まずは営業許可を取っている者、指定管理者が第一義的に責任を取りますけれども、最終的に管理責任ということで市も対応させていただくという形になりますので、発言の訂正をお願いいたします。

あともう一点です。申し訳ございません。先ほど大塚委員より監視カメラの件ございましたけれども、台数が分かりましたので。第1駐車場のほうには29台、第2駐車場のほうには6台設置という形になっております。

以上でございます。申し訳ございませんでした。

(委員長) 以上、ご了承願います。

なお、字句その他の整理については委員長に一任願います。

引き続き質疑を行います。ほかに質疑はありませんか。

(大塚) それでは、幾つかあるのですが、簡単なところから伺ってまいります。

まず初めに、愛称のこのす、これについては今後も変更がないということよろしいでしょうか。

(商工観光課長) お答えさせていただきます。

おっしゃるとおりでございます。

以上でございます。

（大塚）あそこオープン以来、現在もそうありますが、業者は変わらずに今でも運営に携わっているわけですが、毎月出されるモニタリング、いわゆる今月こういうことがあった、ああいうことがあったというトータルの報告になると思うのですけれども、現在の段階でそのモニタリングを見て何か感じていることがあれば初めに伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

（商工観光課長）お答えさせていただきます。

一応私もモニタリングのほうを4月からずっと見させていただいている状況でございますけれども、カフェの売上げと、いわゆる外へ出てアウトリーチという事業については比較的昨年度よりもよろしいのかなと感じております。アンケートも取っているのですけれども、特にネガティブなアンケートでこういったご意見があったというのは、件数は少ないと伺っております。

以上でございます。

（大塚）そこで、今回新たに管理者を指定する提案となっておりますが、具体的に選定結果の資料の中の下の方になるのですけれども、地域食材について触れております。私の記憶ですと、あれがオープン当初、地元の食材はどれですかと聞いたときに、多分ミントの葉は鴻巣産ですということで説明があったというか、また実は私も食べたのですけれども、そのように記憶をしております。今回、新たな管理者になった場合、現在もしくは今後において地元の食材というのは具体的に何かこんなものというのが確定しているのかどうか、その点はいかがでしょうか。

（商工観光課長）お答えさせていただきます。

特にこの食材について必ず鴻巣市産という提案はございませんでしたが、独自のネットワークを持っており、鴻巣市の各農家さんから、いわゆる規格外品を安価に提供いただけるというお話がありましたので、その季節、季節の野菜が手に入ると伺っております。

以上でございます。

（大塚）本来担当課ではないのですが、そうなってくると鴻巣市の農業に関わる部分になりますので、その点についても当然担当課である農政

課のほうも把握をしている、今後についてもできる限り、調整も含め関わっていく、そのような認識でよろしいでしょうか。

（環境経済部参事兼農政課長）お答えいたします。

その件につきましても、先ほど答弁があったような話でこちらも伺っておりまして、農家との連携が進むものというふうに認識しております。

以上です。

（大塚）飲食に関わる部分の答弁の中で、子ども食堂についても検討をしていくという内容だったと思います。本来ここの施設についてはその子ども食堂ありきではないとは理解をしていますが、そこら辺もう少し詳しく答弁をいただければと思います。

（委員長）暫時休憩いたします。

（休憩 午前 11 時 38 分）

（開議 午前 11 時 39 分）

（委員長）休憩前に引き続き会議を開きます。

（商工観光課長）大変失礼いたしました。指定管理者の候補の提案によりますと、子ども食堂の実施団体による食品加工室の活用として、そういう方を子ども食堂の団体のパートナーとしてもやりたいなという提案がございました。ただ、これは子ども食堂ありきでやるということではなく、こういう提案もやりたいですよというのを協議の上にのせてくださいよというお話でございますので、議会のほうでお許しが出了段階でまたこちらの候補者とお話をしていきたいなと考えております。以上でございます。

（大塚）今回、3団体の共同体ということで、そのうちの一つが和みカフェですか、市内の別の場所で活動を展開されているということが分かりました。恐らく和みカフェ自体が今説明、答弁のあった子ども食堂に絡むような事業展開をしているのだと思います。そうすると、数合わせという言い方もしたくないのですが、利用者を増やしたいがゆえに、にこのすで同じような展開をしていくのかなというふうに勘ぐってしまう

わけです。私は、この建物の本来の目的は鴻巣市のにぎわい、いわゆる情報発信としてあるべきであって、人を、数を増やしたいということで事業展開を進めていくというのは本来の目的とはちょっと違うのかなと感じています。そこら辺、本議会でいわゆる可決した後ということとは分かるのですが、今後十分この３者の共同体のほうへこの鴻巣市の捉え方、考え方をしっかりと伝えていただいて、この建物に見合った、施設の目的に合った利用というか、運営をしていただくよう再度調整が必要かなと思いますが、その点はいかがでしょうか。

（商工観光課長）お答えさせていただきます。

委員おっしゃるとおり、この議会でお許しを得られれば、再度こちらの候補者といろいろな協議を始めさせていただきたいと考えておりますので、こちらのいわゆるにぎわい交流館としてのコンセプト、施設の設置目的等々をまた協議をさせていただいて、どのような事業をやっていくかということを協議させていただきたいと考えております。

以上でございます。

（大塚）最後の質問です。

選定資料の一番下になるのですが、サービス向上に向けた取組のところであります。ここの中で、１行目なのですが、自主事業の企画が優れとあります。一般的に、優れている、劣っているという表現は比較するものがあるってどちらかになっているはずなのですが、この優れというのは何を対象としてそれより優れているというふうに理解をすればよろしいのでしょうか。

（商工観光課長）お答えさせていただきます。

私どものほうでこのプレゼン、いわゆる提案を聞き、市のほうである程度の基準を設けておったのですけれども、想定を上回る自主事業の数と、多種多様にわたる事業がありましたので、優れという形で評価をさせていただきます。

以上でございます。

（後藤）１点だけ質問させていただきます。

今までの答弁の中でカフェの価格を抑えるというところがあって、かつ

事業計画書上でしたか、利用者の推移というのが今までの実績からこの先毎年1%ぐらいの増加を見込んでいるというお話があったと思います。もちろんこの施設の目的というのはにぎわいの創出であるので、売上げを幾ら上げるとかというところはもちろんその目的の本筋ではないということは理解しているのですけれども、イメージとして、カフェの価格が抑えられる、ランチメニューの値段も下がるというと、何かお客さんの1人当たりの単価みたいなのが下がりそうな中で、毎年1%の増加で果たしてその数字的な部分で成り立つのかなというところが気になりましたので、その辺りは、お答えできる範囲で大丈夫なので、今後も例えば売上げとか、あと利益も含めてどういった流れを想定されているのか伺います。

（商工観光課長）お答えさせていただきます。

その点につきましては、いわゆるカフェメニューの金額を下げるに当たりましては、先ほどお話もさせていただいたとおり、まず野菜につきましては各連携している農家さんにいわゆる規格外野菜を納入していただいて、そこでまずいわゆる仕入原価を下げる努力でまずそこは対応したいという形で、対応できるという提案がございました。カフェの金額が下がれば多分来ていただけるお客様は少し、幾らかでも増えるだろうということで、売上げ的にも問題なく運営できるということで提案を受けております。

以上でございます。

（大塚）すみません。地元の食材で1つ聞き忘れました。お米は鴻巣産を使っているのでしょうか。

（商工観光課長）お答えさせていただきます。

現指定管理者でもできる限り鴻巣産を使っていると。仕入れの状況にもよりますけれども、原則鴻巣市のお米を使っていると。今回の候補者につきましても、提案時については原則鴻巣市産を使わせていただくという提案ございました。

以上でございます。

（委員長）ほかに質疑はありませんか。よろしいでしょうか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第102号 公の施設の指定管理者の指定について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第102号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。

(休憩 午前11時47分)

(開議 午後零時56分)

(委員長) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第103号 公の施設の指定管理者の指定について、執行部の説明を求めます。

(商工観光課長) よろしくお願ひいたします。議案第103号 公の施設の指定管理者の指定についてご説明いたします。

本議案は、現在、指定管理者制度を導入し、管理を行っております鴻巣市花と音楽の館かわさとについて、指定管理期間が令和7年3月31日をもって満了することから、引き続き公の施設の管理に民間の能力を活用することにより住民サービスの向上と経費の節減を図ることを目的として、指定管理者制度を活用した管理運営を行うための指定管理者の指定となっております。

指定管理者につきましては、現在の指定管理者であります特定非営利活動法人花と文化のふるさと委員会を引き続き令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間、指定管理者として指名するものです。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

（委員長）以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

（藤村）では、議案第103号 公の施設の指定管理者の指定について伺います。

議案第103号では、鴻巣市花と音楽の館かわさとの指定管理者として特定非営利活動法人花と文化のふるさと委員会、所在地は鴻巣市屈巢4181-1のNPO法人が指定されていますが、まずはこの事業者さんの選定理由について伺います。

（商工観光課副参事）お答えいたします。

選定理由でございますが、議案第103号の資料の2におきまして、点数等、それと評価した項目についてはお示しをしてあるとおりでございますが、当ふるさと委員会につきましては、平成19年の開館当初から当該施設の指定管理者を務めて、施設の設置目的への理解はもとより、利用者の立場に立って施設の管理運営を行っていること、またほかにもいろいろな提案をいただいたことを評価して今回の選定をしております。

以上です。

（藤村）議案資料ですと管理者候補者が1者であるということなのですが、ほかの事業者からの希望は今まではあったのでしょうか、伺います。

（商工観光課副参事）お答えいたします。

当該施設につきましては、整備計画及び基本構想策定時におきまして、住民参加による運営を基本としまして、母体組織にNPO法人等をつくり運営に当たることをコンセプトとしております。また、施設整備に当たりましては、市のまちづくり交付金を活用しましたが、事業の実施主体が地元NPO団体であることが必須要件に採択されまして、NPOを中心とした地元活動の持続が必要とされております。また、花や食、音

楽、芸術といった各事業につきましても地域に密着した地元のNPO法人でなければなし得ないものであることから、条例ですとかガイドラインの非公募理由に該当するため、これまでも今回も非公募による1者選定としております。

以上です。

（藤村）議案資料の指定管理者候補者の選定結果についての特に評価した項目についての施設の設置目的の達成に向けた取組では、設置目的である花と音楽を介した地域文化の振興と市民相互の交流、地域の良いコミュニティ形成の促進に寄与し、利用者数の向上に資する具体的かつ現実的な提案があったということですが、その具体的な提案の詳細について伺います。

（商工観光課副参事）お答えいたします。

文化の振興と市民相互の交流、コミュニティ形成、利用者向上に資する具体的な取組でございますが、提案内容につきましては、バラの種類や本数の増加などによる庭園管理の充実のほか、フラワーアレンジメントや寄せ植え教室など、花で季節の移り変わりが感じられるよう、年間を通じた各種教室の開催、またクラシックや津軽三味線などの多様なコンサートの開催、グランドピアノをストリートピアノのように貸出しするなど、これから音楽を学ぼうとしている学生や若い演奏家を支援することで本施設が音楽の拠点となるよう取り組んでいきたいとの提案をいただいております。

以上です。

（藤村）この鴻巣市花と音楽の館かわさとの指定管理者、毎回同じところなのですが、次回と今回で変わった点というのは何かございますでしょうか、伺います。

（商工観光課副参事）お答えいたします。

変わった点というご質問でございますけれども、今回評価に当たりまして点数配分の項目が幾つかございますが、その内容を変えてございます。具体的に申し上げますと、これまでずっと同じNPO団体が指定を受けていましたので、指定管理者としての適性性ですとか、施設の設置目的

の達成に向けた取組という項目の評価点よりも、今回はほかの部分、例えばサービスに向けた取組ですとか、そういった部分の項目を重視したというのが変更点でございます。

以上です。

（藤村）実際に具体的な内容的には、今回と次回で何か変化というのはあるのでしょうか。

（商工観光課副参事）お答えいたします。

指定管理の指定に当たりましての変化というのは特段ございません。

以上です。

（藤村）いや、実際にこの地域文化の振興……実際に今回と次回でサービスの内容というか、催物とか、そういう企画物で何か変わったところがありますかということなのですけれども。すみません。

（商工観光課副参事）お答えします。失礼いたしました。

これまでの指定管理者で実施していたものはもちろんなのですが、新たな提案ということでお答えを申し上げますと、先ほど少し触れさせていたのですが、花久の里のグランドピアノをストリートピアノのように貸出しをする内容だったり、そのほか収入増とかに向けても、うどんの値上げを検討していきたいというような提案はございました。

以上です。

（藤村）ごめんなさい。ちょっと気になってしまったもので。どの程度値上げされるのですか。また、その理由についても、もしよろしかったらお答えいただければ。

（商工観光課副参事）大変失礼いたしました。まず、うどんの値上げ、ちょっと申し上げてしまったのですが、指定管理者の提案の中では、現在のうどんの金額の7%を上げたいというお話いただいておりますが、高くても1,000円を超えない範囲で値上げをしたいなというお話は伺っております。

（委員長）答弁は以上ですか。

（商工観光課副参事）すみません。ちょっと休憩をお願いします。

（委員長）暫時休憩いたします。

(休憩 午後 1 時 0 6 分)



(開議 午後 1 時 0 8 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。

(商工観光課副参事) お答えいたします。失礼いたしました。

新たな自主事業というお答えをさせていただきます。地元の小中学生、例えば共和小学校ですとか川里中学校の児童生徒の作品を紹介するなど、地域との連携を図っていききたいとの提案をいただいております。以上です。

(藤村) 先ほど、うどんとかそういうのは 7 % ほど上げられるということなのですが、昨今、光熱費なんかの高騰なり、人件費の高騰などもありますので、やむを得ないかなと思うのですが、そういった中で収支計画の取組では、点数配分が 15 点で、そのうち 9.75 ということなのですが、それが特に評価した項目にも挙がっているのですが、その中で経費の縮減や収入の増加を見込むための適切な考え方ですとか、具体的な提案がされているというところなのですが、それも具体的というのはどういうことなのか伺いたいと思います。

(商工観光課副参事) お答えします。

経費の縮減や収入の増加に向けました利用者向上に資する具体的な提案につきましては、エアコンや照明などを小まめに切ることによって節電に努めるほか、バラや草花、庭園等の水やりにつきましても適宜状況に応じて行うとともに、花音里うどんを含む作業スタッフ一人一人が経費削減のためにどのような対応が取れるかを検討して、日常の作業等に反映させていききたいとの提案がありました。

以上です。

(藤村) その収入ですとか支出の面からちょっと見て分からないのですが、今まで収入、支出のバランスというか、利益とかというのは出ているのでしょうか。

(商工観光課副参事) お答えいたします。

指定管理料の収支でございますけれども、毎年モニタリングで公表させていただいておりますが、直近の令和５年度におきましては約100万円のマイナスと、赤字となっております。それ以前は黒字という推移でございます。

以上です。

（藤村） マイナス決算ということは、何が要因だったとお考えですか。

（商工観光課副参事） お答えします。

令和５年度の収支のマイナスの部分でございますが、コロナの支援として花久の里のほうで受けていた文化庁からの補助金が令和４年度で終了しております。それが大体100万円ちょっとということで、それが一番大きな収入減少の原因と捉えております。

以上です。

（藤村） 来年度以降についてはどのような計画になっていきますか。黒字化というか、その辺のバランス的なものはどうなのか伺いたいと思います。

（商工観光課副参事） お答えいたします。

来年度以降につきましては、適正な収支の計画を示されておりますので、これまでと同様に黒字に転換を期待しているところでございます。

以上です。

（藤村） それに併せて、来場者も毎回多分計算はされていると思うのでしょうけれども、その来場者につきましても来年度以降はどのようにお考えなのでしょうか。伺います。

（商工観光課副参事） お答えいたします。

来場者につきましても、コロナ禍では一時期落ち込んだのですが、ここ二、三年増加しております。花久の里でいえば10万人を超える来場者、来館者ありますので、このまま横ばいしてよりは、少しずつ改善を図りながら一人でも多くの来館者となるよう努めていただきたいと考えております。

以上です。

（古山） 大分聞きたいことが分かったのですけれども、１点だけ。

先ほどのストリートピアノという言葉が出たのですけれども、これは常に毎日弾けるような状態なのか伺います。

（商工観光課副参事）お答えいたします。

ストリートピアノにつきましては、これまで花久の里の施設においては行っていなかったものでございまして、今回のプレゼンの中で提案いただいたものでございます。グランドピアノが設置してある場所がサロンというところにあるのですが、こちら貸し館をしておりますので、常というわけではなくて、利用者優先で空いている時間帯を開放するといったイメージを持たれております。

以上です。

（古山）ストリートピアノをやるに当たって、弾く回数が増えると思うのですけれども、そうすると調律する頻度も増えるのではないかと考えますが、その辺はどうでしょうか。

（商工観光課副参事）お答えいたします。

ピアノの調律につきましては、これまでも、今年度もそうなのですが、指定管理者のほうで調律のほうを年数回行っていただいております。令和7年度以降も引き続き調律はやっていただく予定となっております。以上です。

（川崎）それでは、ずっと開館当初からこちらの指定管理者で行ってきたということで、合計17年間やってきました。そうした意味での評価は当然されていると思うのですが、点数を見ますとなかなか辛い点数をつけているのだなと私は拝見をいたしました。まず、指定管理者としての適性性については、10点満点で7.20です。これ17年間指定管理者として行ってきたわけですが、何がこちらの点数が低い、もう少しあってもいいのではないかと考えますが、どうした点が評価されなかったのでしょうか。

（商工観光課副参事）先ほどの藤村委員さんのご質問にもお答えさせていただきましたが、今回配分を変えてございます。なので、前回の指定管理、5年前になりますか、のときの点数配分を減らして、適性性につきましては今回10点満点のうち7.2点という評価をさせていただいたと

ころでございますけれども、この評価点数が低いか、高いかといった部分につきましては、今回の評価の考え方にはなってくるのですが、市の要求水準と同等の場合、要求水準を満たしているよという同等の場合におきましては、例えば100点満点中半分の50点の評価となりますので、適性性につきましては、10点が満点のうち、満たしているとなると5点の点数がつきますので、それを上回っていますので、こちらとしては決してこの点数が低いとは考えておりません。

以上です。

（川崎）要求水準が高いということなのでしょうか。市の要求水準が。

（商工観光課副参事）要求する内容につきましては、前回と大幅には変えては正直ございません。当然前回から評価者も替わっておりますので、点数高い方もいれば、低い方もいるという中で、参考までに前回の評価点数は75.1点というトータルなのですが、そこは決して低い点数ではないと認識しております。

以上です。

（川崎）情報セキュリティーが6点中3.60です。今のお話からしますと、要求水準の50%は3になります。そこを超えているからという認識になるかと思いますが、そういう考え方でいいのか伺います。

（商工観光課副参事）お答えいたします。

委員ご指摘のとおり、こちらが希望する個人情報の取扱いですとか、お金の取扱いですとか、いろいろ含めてセキュリティーの部分につきましてはこちらの要求を満たしているということでございます。

以上です。

（川崎）点数配分を変えたことによりサービス向上に向けた取組の配点を高くしたということで、それが19点のうち14点ということでありました。その一つの提案がストリートピアノを貸し出す、当然無料だとは思いますが、それを行うということですが、こちらについての、もちろん自主事業としての相手方の提案のわけですが、そこを評価した理由について伺います。それだけ集客が増えるという考えなのか、どのような点を評価したのかを伺います。

（商工観光課副参事）お答えいたします。

今回の選定項目の点数等につきまして、当然同じ指定管理者を今回も指定しておりますけれども、課題のところ、これまでの長くやってきた中で施設の運営に当たって課題が幾つかあるという中で、この課題解決に向けた提案があるのか、ないのかといったところも評価のポイントと今回はさせていただきます。

以上です。

（川崎）今のお話をもう少し詳細にお願いいたします。

（商工観光課副参事）お答えいたします。

課題でございますけれども、本施設の課題につきましては、まずバラの開花時期に比べて咲いていない時期の来館者数が少ないこと、また施設利用者の年齢層が比較的高めで若者が少ないこと、あと物産のほうになります。地場産センターに農産物を出品する農業者が減少していることが課題であるところでは認識をいたしております。

以上です。

（川崎）その課題の一つとしまして、その課題解決に向けて、今のストリートピアノということは若者の集客を見込んでということだと理解いたしましたけれども、農業者の確かに農産物、数が少ないのか、あるいはたくさんお客様が来てなのか、お昼頃になりますと、なかなかもう売っていない状況なのですけれども、この農業者あるいは地元の商工の皆さんたちについては、何かこれから改善といいますか、よりたくさんの品物が並べられるという見通しが立っているのかどうか伺います。

（商工観光課副参事）お答えいたします。

農産物につきましては、まず出品者数が減少しているという課題がございます。その減少対策といたしまして提案の部分でございますけれども、野菜作りの専門家、具体的に申し上げますと県のさいたま農林振興センターの技術普及担当職員ですとか、あるいは種苗会社の社員による研修会を開催するなど、地元生産者の育成を図りつつ、より充実した品ぞろえとなるように取り組む提案がございました。

以上です。

（川崎）それでは、収支計画の取組という点につきまして、15点中9.75、こちら先ほどの水準というところからしますと当然要求は満たしているという認識でございますが、こちらについての課題というのがありますでしょうか。というのは、皆さんボランティアで花植え作業ですとか、バラの管理とかやっただいていてるかと思うのですけれども、本当に暑い日も大変な思いをして、いろんなものが物価高騰している中で、本当にボランティアでやっただいております。そうした点からして、こちらの指定管理者のほうから何か要望があったりということはどうだったのでしょうか。

（商工観光課副参事）お答えいたします。

当法人から聞いております内容というのが、まず先ほど委員さんおっしゃいましたが、バラのサポーターという庭園管理をしているボランティアさん、バラの庭園管理のボランティアさんがおります。それを含めて、あと団体の役員や施設スタッフ等を含めまして、施設を管理運営する方々の高齢化がやはり課題だと伺っております。

以上です。

（川崎）今課題であるというお話で、その管理に当たってくださる方々が高齢化だというわけでございます。17年間やってきていただいておりますので、当然高齢化ということは考えられるわけですが、私としましては、この点数を見ましたときに、よくやっていただいていると、川里のほうで本当に皆さん方がいろいろ趣向を凝らして集客にも励んでいただいているという認識でございましたので、私から見ますとこの点数がちょっと辛いのではないかと考えまして、先ほどから質問させていただきました。要求には十二分に合っているのだということはよく理解いたしましたが、この17年間やってきていただいて、率直に本市でどのようにこの指定管理者を評価しているのか、点数ということではなく言葉で評価ということで表していただければと思います。

（商工観光課副参事）言葉でというご質問ですので、お話をさせていただきましても、当然この花久の里の指定管理におきましては、当初の、先ほど申し上げましたが、基本構想ですとか、そういった部分で地

元の方々のお力によって施設管理、運営管理をしていくといった部分がございます。その部分につきまして、当然指定管理でございますので、市でできない、民間の地域の方のお力添えをいただいてこの施設管理、運営をやっていただいておりますので、当然ながら感謝もしておりますし、観光という面に関しましても、本市の川里地域における花の拠点あるいは観光の拠点というところでは、本当にありがたい施設ということで理解しております。

以上です。

（後藤）今の川崎委員のご質問とかぶるところではあるのですが、やっぱり補助金の要件もあって、非公募の1者公募で、そもそもまず担い手が多分このNPOさんしかないという中で、指定管理する側からしてもプレッシャーとか責任を感じながらしっかりやっていただいているからこそ、平成18年からずっとやられているのかなと思って今答弁を聞いていたのですが、そのNPOさんの持続可能性というところに鑑みると、この先もNPOさん側も高齢化がやっぱり進んでいく。多分若い人とかを入れていかないと、もしかしたらNPOさん自体はこれ以上できないみたいになると結構大変なことになるのかなと思うので、そういった持続可能性みたいなのところに関して、市のほうで何かサポートを今現在されているとか、この先、する予定があるかどうかを伺いたいです。

（商工観光課副参事）お答えいたします。

持続可能な施設となるよう、これらの課題に対しまして、当然ながら業者ではなくて地域の方々の集まりのNPOですので、当然関わっている方、花の生産者だったり、あらゆる市民が携わっていただいておりますので、それらの方たちと一緒に、できましたらイベント時とかでも一緒に手を携えて、市でもいろんな、具体的には何かというのはちょっと今申し上げられないのですが、歩みを共にして課題とかを解決できるよう取り組んでまいりたいなと思っております。

以上です。

（委員長）ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第103号 公の施設の指定管理者の指定について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第103号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第104号 令和6年度鴻巣市一般会計補正予算(第6号)のうち本委員会に付託された部分について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(藤村) それでは、議案第104号 令和6年度鴻巣市一般会計補正予算(第6号)について伺います。

初めに、17ページ、自治振興課の市民センター管理運営事業について伺います。市民センター管理運営事業は、地域の市民センターを適切に維持管理、運営するための施設の維持管理などを行う事業であると認識していますが、施設用備品では補正予算額39万円が計上されておりますが、それは先ほどのお話でブラインドからカーテンに替えるということなのですけれども、全てのブラインドをカーテンに替えてしまうということなのでこれよろしいのでしょうか、伺います。

(自治振興課長) 全てではございませんで、1階の第1会議室と小会議

室のブラインドの老朽化が激しかったので、そこを替えさせていただきます。

以上です。

（藤村）同じく17ページの自治振興課で、地域防犯体制支援事業について伺います。

地域防犯体制支援事業は、地域の防犯力を強化するための取組で、地域住民や関係機関が連携して犯罪を未然に防ぎ、安全な環境を維持することを目的としており、具体的には防犯カメラの設置などがありますが、今回の補正では約230万円の補正予算が計上されておりますが、昨今の闇バイトなどによる被害が相次いで確認されていることから、市民の間では不安を感じている方が大勢いらっしゃっており、防犯カメラの設置が急がれているものと考えますが、今回の補正額については、その額が適切であるのか、またその額の算出根拠について伺います。

（自治振興課長）関東地方で相次ぎ強盗事件が発生していることから、11月5日で予算上限に達した住宅等防犯対策補助金の再開への問合せが多数寄せられています。申請期間は、令和7年1月15日から3月31日までという短い日数ですが、第1弾と第2弾の実績に約25%上乘せして計算しており、適切であると考えております。なお、埼玉県警察が公表する令和6年1月から10月の刑法犯認知件数では、本市は同年前月比で149件増加して650件となっておりますが、侵入窃盗は16件減少していることから、住宅等防犯対策補助金が有効に活用され、防犯意識の向上や防犯環境の整備に役立っているものと認識しております。

以上です。

（藤村）続きまして、23ページ、商工観光課になります。花と音楽の館かわさと管理運営事業について伺います。

今回の補正予算約55万円は、浄化槽に対する施設修繕料として計上されているようですが、その原因としては経年劣化によるものと理解してよろしいのか、またその他原因があつての故障になってしまったのか伺います。

（商工観光課副参事）お答えいたします。

今回の補正予算、修繕料でございますけれども、委員ご指摘のとおり経年劣化によるものでございます。

以上です。

（藤村）そのことによって今施設を訪ねる方への影響があるのか伺います。

（商工観光課副参事）施設を訪れる方の影響でございますけれども、修繕につきましては施設の休館日で実施予定のため、来館者への影響はないものと考えております。

以上です。

（古山）それでは、先ほどの説明にもあったのですが、104号の17ページの市民センター管理運営のところで、先ほどブラインドは1階の破損が多いところとお伺いしましたけれども、今後は全ての部分に関してブラインドからカーテンにする考えはあるのか伺います。

（自治振興課長）今のところは考えておりません。今回のブラインドのところは、鍵を開け締めするところのブラインドに手を入れてやっていて、そこの部分があまりにも老朽化していてということで替えさせていただきました。

以上です。

（大塚）それでは、7ページの債務負担行為に示されておりますアライグマに関連したところです。外来種ということで、本来日本にいないものなので、捕獲、駆除ということで事業が進んでいるものと思います。ちなみに、このアライグマの捕獲については何年ぐらい前に示されて、実際に現在に至っているのか。年数についてはお分かりでしょうか。

（環境課長）お答えします。

何年ぐらいから捕獲をしているかということですが、業務委託として行い始めましたのは平成27年度からとなっております。それ以前に、業務委託する前に、市の職員が連絡を受けて捕獲器を設置していたということは確認しております。

以上です。

（大塚）アライグマ自体は、有名なアニメーションの主役にもなってい

るような本来かわいい動物なはずなのですけれども、分類上やむなしとは思っております。それで、例えば恐らく時期的には春先とか、いわゆる暖かくなると活動が活発になるものだと思いますけれども、鴻巣市の今捕獲している、あるいは対応している状況というのは、埼玉県全体の中では比較的多いほうに属するのかな、あるいはもし分ければですが、全国的にはどんな状況になっているのか。他市との比較、県内もしくは日本全体での比較ということでは、分かる範囲でお伺いをいたします。

（環境課長）お答えします。

全国というのはちょっと手持ちに資料がないのですが、埼玉県、こちらにつきましては、アライグマの捕獲頭数といたしまして、令和5年度個体分析調査報告頭数というものがございます。これによりますと、1万852頭ということで確認しております。同じく鴻巣市の令和5年度の実績の捕獲数でございますけれども、令和5年度は200頭ということになっております。

以上です。

（後藤）17ページの自治振興課のこと、住宅等防犯対策補助金なのですが、これまでの申請件数がどのぐらいのものだったかをまず伺います。

（自治振興課長）第1弾、第2弾の申請において、1件の申請で複数の防犯対策を実施していることもあり、申請件数は1,075件、1,155件の防犯対策となります。

以上です。

（後藤）たしかこの補助金って補助率が2分の1で、上限1万円まで補助するということだったと思うのですが、平均の補助額というのが大体どのぐらいのものだったかを伺います。

（自治振興課長）補助金交付件数は1,038件で、合計で899万7,000円となりまして、平均補助額は8,668円となります。

以上です。

（委員長）ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を集結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第104号 令和6年度鴻巣市一般会計補正予算(第6号)のうち本委員会に付託された部分について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第104号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。

(休憩 午後1時52分)

(開議 午後2時03分)

(委員長) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第105号 令和6年度鴻巣市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(藤村) それでは、議案第105号 令和6年度鴻巣市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について伺います。

初めに、9ページの歳入の保険基盤安定繰入金及び歳出の積立金について伺います。今回の補正では、保険基盤安定繰入金などを運営基金積立

金1,900万円と予備費49万1,000円に充てているという形ですが、保険基盤安定繰入金についてはどのような計算方法によるものなのか伺います。

（市民生活部参事兼国保年金課長）補正予算書9ページ、一番上、1節保険基盤安定繰入金、金額1,924万1,000円の増額についてのご質問ですが、まず上段の保険税軽減分でございますが、こちらにつきましては保険税の均等割の軽減分でございますので、医療分の均等割において7割軽減した額と5割軽減した額、2割軽減した額を積算し、同様に支援金分と介護分の均等割についても積算したものを合算して計上しております。数字といたしましては、保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）につきましては、当初予算において2億8,701万1,000円を見込み計上しましたが、今回の補正に当たっては2億9,788万9,050円が確定となりましたので、差額の1,087万8,050円を1,000円単位で調整した1,087万9,000円を計上したことになります。

また、次に保険者支援分でございますが、こちらにつきましては、まず医療分、支援分、介護分ごとに4月1日時点での被保険者の状況での1人当たりの保険税を計算し、それぞれの区分において均等割の軽減を受けた被保険者数を掛けまして、掛けた額に対して7割軽減分であれば0.15、5割軽減分では0.14、2割軽減分には0.13という国から示されている割合を掛けた額を合算したものが保険者支援分となります。具体的な数字といたしましては、当初予算において1億8,420万5,000円を見込み計上しておりましたが、今回の補正に当たっては1億9,256万6,399円の確定額となりましたので、差額の836万1,399円を1,000円単位で調整した836万2,000円を計上したことになります。

以上です。

（委員長）ほかに質疑はありませんか。よろしいでしょうか。

（なし）

（委員長）以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第105号 令和6年度鴻巣市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第105号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第107号 令和6年度鴻巣市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について、これについて執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(藤村) それでは、議案第107号 令和6年度鴻巣市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について伺います。

歳入歳出の減額についてですが、今回の補正では歳入歳出それぞれ2,916万9,000円の減額となっておりますが、後期高齢者医療広域連合納付金の減額理由としては、特定の条件を満たす高齢者が医療費の負担を軽減したためで、例えば収入が一定以下であったりとか、特定の医療費が高額であったことによる納付金の減額として理解してよろしいのか伺います。

(市民生活部参事兼国保年金課長) 補正予算書9ページ、こちらの下半分、歳出の18節負担金、補助及び交付金の後期高齢者医療広域連合納付金事業についてのご質問、この事務事業につきましては、埼玉県後期高齢者広域連合に対して、1つ目は、市で収納した保険料を納付する保険料納付金、2つ目は、広域連合を運営するために必要な経費を構成市町

村で負担する後期高齢者医療広域連合負担金、3つ目は、低所得者の保険料均等割の軽減分が公費によって補填された分を広域連合へ負担する、広域連合に支払う保険基盤安定負担金の3つで構成されます。今回の補正予算では、2つ目と3つ目の後期高齢者医療広域連合負担金と保険基盤安定負担金を補正するものになります。

まず、後期高齢者医療広域連合負担金のマイナスの348万8,000円ですが、こちら、まず令和6年3月31日時点の人口により確定された額というものが示され、その影響額が16万8,821円の増でございました。しかしながら、広域連合の令和5年度決算が確定したことに伴いまして、昨年度に負担した分の返還金が393万9,795円戻ってくるということ、これは相殺するという形でマイナス要素になります。3つ目として、広域連合のほうで補正予算を人事院勧告に基づく人件費の増分といったものの補正予算、この追加負担というものを各構成団体に割るところの費用が28万2,832円、これが追加ですので、増要素。以上の3つの理由により、端数調整をした348万8,000円を減額するというものを後期高齢者医療広域連合負担金で計上するということになります。これは、上段の歳入、事務費繰入金の算出根拠と全く同じものということになります。保険基盤安定負担金は、こちらと同じく2,492万1,000円の減額となっておりますが、こちらにつきましては、当初予算で見込んでいた軽減対象者数と比べて確定値としての軽減対象者数が少なくなったというところに伴い再計算した結果の減額、内訳は先ほどお話しでございますが、そのような形で確定したものを減額補正するということになります。以上です。

（委員長）ほかに質疑はありませんか。

（なし）

（委員長）以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

（なし）

（委員長）次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第107号 令和6年度鴻巣市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)、これについて原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第107号は原案のとおり可決されました。

以上で付託されました案件の審査は全部終了いたしました。

これをもちまして市民環境常任委員会を閉会いたします。

なお、会議録の調製及び委員長報告書につきましては委員長に一任願います。

誠にお疲れさまでした。

(閉会 午後2時21分)